

台東区男女平等推進行動計画

# はばたきプラン 21

---

台東区女性活躍推進計画

台東区配偶者暴力防止基本計画

台東区困難な問題を抱える女性支援基本計画

---

令和 7 年 3 月  
台 東 区

# 台東区民憲章 あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いつくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成18年12月14日 告示 第688号)



## は じ め に



台東区では、平成27年1月に施行した「台東区男女平等推進基本条例」のもと、すべての人々が、性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任も分かち合い、誰もが自分らしく生きるためのジェンダー平等社会の実現を目指し、令和2年3月に第5次となる「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」を策定し、施策展開を図ってまいりました。

この間、国では、第5次男女共同参画基本計画の策定や困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行など、ジェンダー平等をより一層推進するための法制度等の整備が進められてきました。

本区におきましても、こうした国の法制度等の動向や社会情勢の変化、本区の現状等を踏まえ、今後5年間における施策を推進するための、第6次となる新たな行動計画を策定いたしました。

この計画は、現行の計画からの課題を引き継ぎつつ、困難な問題を抱える女性への支援など、今日的な課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく「台東区女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法に基づく「台東区配偶者暴力防止基本計画」、女性支援法に基づく「台東区困難な問題を抱える女性支援基本計画」を包含しており、区のジェンダー平等施策を総合的に推進していくための計画として位置付けています。

ジェンダー平等社会を実現するためには、台東区に住み、働き、学び、活動するすべての人々や企業・団体の皆様と区が、ともに連携・協働して課題解決に向けて取り組むことが重要であり、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、熱心に議論し、答申をまとめてくださいました「はばたきプラン21」推進会議の委員の方々をはじめ、ご意見をお寄せいただきました区民の皆様に、心から御礼申し上げます。

令和7年3月

台東区長 服部 行夫

## 目 次

<b>第1章 計画の基本的考え方</b>	<b>1</b>
1 計画の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
(1) 国際的な動き	3
(2) 国の動き	4
(3) 東京都の動き	6
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	7
5 SDGsとの関係について	8
6 計画の基本理念と基本目標	9
7 計画の評価指標	10
8 計画の施策体系図	12
9 計画事業一覧	13
10 計画内容の見方	19
<b>第2章 計画の内容</b>	<b>21</b>
<b>基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進</b>	<b>22</b>
施策 (1) ジェンダー平等意識の形成	22
施策 (2) 意思決定過程への男女平等参画の推進	29
施策 (3) 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立	33
<b>基本目標2 職業生活における女性の活躍推進</b>	<b>36</b>
施策 (4) 女性の就業・登用・起業の機会拡大	36
施策 (5) ワーク・ライフ・バランスの実現	41
施策 (6) 子育て世代・介護者への支援	46
<b>基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備</b>	<b>52</b>
施策 (7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護	52
施策 (8) あらゆる暴力の防止への取組	57
施策 (9) 生涯を通じた男女の健康支援	61
施策 (10) 困難を抱える方への支援の充実	65
施策 (11) 誰もが自分らしく生きられる社会の実現	72
<b>【計画推進の基盤】 ジェンダーの視点による区政運営の推進</b>	<b>76</b>
(1) 男女平等参画の総合的推進	76
(2) 男女平等推進プラザの機能強化	80
(3) 国・東京都・企業・NPO等との連携	84

**参 考 資 料..... 87**

行動計画策定までの流れ .....	88
用語解説 .....	89
東京都台東区男女平等推進基本条例 .....	91
台東区人権・多様性推進委員会設置要綱 .....	95
「はばたきプラン 21」推進会議委員名簿 .....	97
台東区人権・多様性推進委員会名簿 .....	98
パブリックコメント実施結果 .....	99
男女平等参画のあゆみ 年表 .....	100



# 第1章 計画の基本的考え方

---

# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画の趣旨

台東区では、すべての区民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に参画し、喜びと責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すことを目的として「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」を策定し、区の施策を総合的・計画的に進めてきました。

平成13年9月には、男女平等参画の拠点施設である「男女平等推進プラザ はばたき21」がオープンし、男女平等参画に関する情報の収集と提供、講座・講演会の実施、区民活動の支援など、区民の意見や発想を生かしながら、区民との協働による運営に取り組んできました。

平成27年1月には、区における男女平等の推進について基本となる事項を定めた「東京都台東区男女平等推進基本条例」を施行し、同年3月には、条例に基づく計画として第4次行動計画、令和2年3月には、第5次行動計画を策定し、「誰もが自分らしく生きられる男女平等参画社会」の実現に向けた取組を推進してきました。

長年の様々な取組により、男女平等参画は前進してきましたが、根強く残る固定期別役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女平等参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています。加えて、令和2年度以降の新型コロナウィルス感染症の影響により、配偶者等からの暴力の増加・深刻化や非正規雇用労働者が多い女性の雇用不安・生活困窮などの問題も顕在化しています。

こうした状況のなか、第5次行動計画の計画期間が令和6年度で終了することから、「はばたきプラン21」推進会議の答申、また、令和5年度に実施した男女平等に関する台東区民意識調査の結果や第5次行動計画の評価を踏まえ、新たに第6次行動計画を策定します。

新たな行動計画は、区の長期総合計画の計画期間や社会情勢の変化などを勘案し、5年間の計画期間とします。

そして、今後5年間に取り組むべき課題について、基本目標と施策を明らかにするとともに、評価指標を設定し、全庁的に取組を推進していきます。

## 2 計画策定の背景

### (1) 國際的な動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和 20（1945）年の創設以来、女性の地位向上に取り組んできました。

昭和 23（1948）年には「世界人権宣言」が、昭和 41（1966）年には「国際人権規約」が、昭和 42（1967）年には「女性差別撤廃宣言」が採択されました。

さらに、国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とし、同年に国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催、「世界行動計画」や「メキシコ宣言」を採択し、その翌年の昭和 51（1976）年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

昭和 54（1979）年には、女子差別撤廃条約が国連総会で採択され（日本は昭和 60（1985）年に批准）、昭和 57（1982）年には、女子差別撤廃委員会が設置され、各国の条約の履行状況について、定期的に審査が行われています。

平成 7（1995）年には、北京会議（第4回世界女性会議）において、「北京宣言」と「北京行動綱領」が採択されました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など、12 の重大問題領域に沿って「女性のエンパワーメント」を実現するための課題と、取組の方向性を示したものであり、ジェンダー平等を達成するため「あらゆる法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと（ジェンダー主流化）」を掲げて各国政府に取組の促進を求めています。

平成 22（2010）年には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」の設立が国連総会決議で採択され、翌年 1 月から「国連女性機関」（UN Women）が活動を開始しました。

平成 27（2015）年には、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて 20 年に当たることを記念して、第 59 回婦人の地位委員会（北京+20）を開催し、「第4回世界女性会議 20 周年における政治宣言」と 2 つの決議が採択されました。

また、同年 9 月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標」（SDGs）において、17 の目標のうちの目標 5 として、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」を掲げるとともに、その実施には「ジェンダー主流化」が不可欠であるとされました。

令和元（2019）年 6 月には、国際労働機関（ILO）において、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の条約が採択されました。

令和 2（2020）年以降の新型コロナウィルス感染の拡大は、世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、DV や性暴力の増加、深刻化が各国で報告されるなど、とりわけ女性への影響が深刻とされました。

## (2) 国の動き

第二次世界大戦後の日本では、女性の参政権が実現し、日本国憲法に基本的人権の尊重、男女の本質的平等の理念がうたわれるなど、女性の地位は大きく向上しました。

また、昭和 31 年に日本が国連に加盟したことにより、国内における男女平等に関する取組は、国際社会の動きと連動しながら進められてきました。

昭和 50 年に開催された国際婦人年世界会議を機に、国は、婦人問題企画推進本部を設置し、「世界行動計画」を受けて、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定しました。

昭和 55 年には、女子差別撤廃条約に署名し、国籍法の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)の制定等を経て、同条約に批准しました。

昭和 62 年には、「男女共同参加型社会の形成を目指すこと」を総合目標とする「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、平成 3 年に第 1 次改定を行いました。その際、「参加」を「参画」に改め、「男女共同参画型社会の形成を目指す」こととしました。

平成 6 年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画審議会が設置され、婦人問題企画推進本部は、内閣官房に移されて男女共同参画推進本部となりました。平成 8 年には、この審議会が答申した「男女共同参画ビジョン－21 世紀の新たな価値の創造－」を踏まえ、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

また、国は、「北京行動綱領」におけるコミットメント(誓約)を受けて、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的に施策を進めています。平成 12 年には、同法に基づき、男女共同参画基本計画を策定し、平成 13 年には、行政改革により行われた省庁再編にともなって設置された内閣府に男女共同参画局が設けられ、重要政策会議の一つとして男女共同参画会議も設置されて、男女共同参画推進本部とともに、「北京行動綱領」のいう「ナショナル・マシナリー」(国内本部機構)が整備されました。

令和 2 年 12 月に策定された第 5 次男女共同参画基本計画では、「I あらゆる分野における女性の参画拡大」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域を定め、政策領域 I から III の下に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」をはじめ、重点的に取り組む 11 の個別分野が示されています。

また、法制面では、男女雇用機会均等法、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)の数次にわたる改正に加え、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春禁止法)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ規制法)など、男女共同参画に関連する法制度の整備も進められました。

平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、令和 4 年 4 月からは、対象を拡大して、労働者数 101 人以上の企業に対し、状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・周知・公表を義務付け、また、同年 7 月からは、労働者数 301 人以上の企業には、

女性の活躍に関する情報公表の必須項目として「男女の賃金の差異」が追加され、最低3項目の公表が義務づけられることになりました。

平成29年6月には、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とすることや、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設、非親告罪化など、性犯罪に関する規定を強化する刑法の抜本改正が行われ、平成30年5月には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立、同年6月には、婚姻適齢を男女ともに一律18歳とする民法の改正が行われました。

令和元年5月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)が改正され、パワー・ハラスメントの防止対策が法制化されるとともに、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法が改正され、セクシュアル・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止対策が強化されました。さらには、児童虐待の防止と早期発見を目的として、児童福祉法、配偶者暴力防止法等の一部が改正され、児童相談所の体制を強化するとともに、DV対策との連携が強化されました。

令和5年5月には「配偶者暴力防止法」の改正（保護命令制度の拡充など）、同年6月には「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が公布・施行されています。また7月には「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、強制性交等罪などから不同意性交等罪・不同意わいせつ罪への罪名の変更、性的姿態等撮影罪が新設されるなどしました。

また、令和6年1月に能登半島地震が発生し、女性の視点に立った避難所の開設・運営をはじめとする、災害対応における男女共同参画の視点からの取組促進が急務となっています。

同年4月には、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性を支援するための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されていますが、これは、昭和31年に成立し、一度も抜本的な改正が行われなかった売春防止法から婦人保護事業を切り離し、多様化・複雑化・複合化した女性をめぐる課題に対応するものです。

MEMO

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 (Global Gender Gap Index : GGGI)

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、世界経済フォーラムが2006年以降、毎年公表している「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」の中で発表されている、各国の社会進出における男女の格差を表す指数です。

この指数は、経済・教育・健康・政治の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2024年6月に発表された日本の総合スコアは0.663で、政治分野における女性の参画の進展などにより、前年から順位を上げたものの、146か国中118位(前年は、146か国中125位)となっています。教育分野(0.993)と健康分野(0.973)のスコアが世界トップクラスである一方、経済分野(0.568)の順位が120位、政治分野(0.118)が113位と低く、男女の管理職比率や所得格差の解消、女性の政治参画などが依然として大きな課題となっています。

### (3) 東京都の動き

東京都は、昭和 51 年に都民生活局婦人計画課を設置して以降、国際的な動き、国の動きに対応して男女平等に関する計画を策定してきました。

平成 12 年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成 14 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月の改定を経て、平成 24 年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を策定しました。

また、配偶者暴力対策の分野では、平成 21 年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、さらに平成 24 年 3 月に改定を行いました。

その後、平成 29 年 3 月に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせて男女共同参画基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び都条例に基づく行動計画とする「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定され、令和 4 年 3 月には「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」「配偶者暴力対策」を 3 つの柱とした内容に改定しています。

平成 30 年 9 月には、いかなる種類の差別も許さないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現に向けて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動や性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを解消するため、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

令和元年 12 月には、条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、令和 5 年 3 月に改定を行っています。

なお、都内では、平成 27 年以降、複数の区において同性パートナーシップに関する制度が創設されていましたが、令和 4 年 11 月より、届出から受理証明書の発行までをオンラインで実施できる「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

また、令和 6 年 3 月には、女性支援法の施行に伴い、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」を策定しています。

### 3 計画の位置づけ

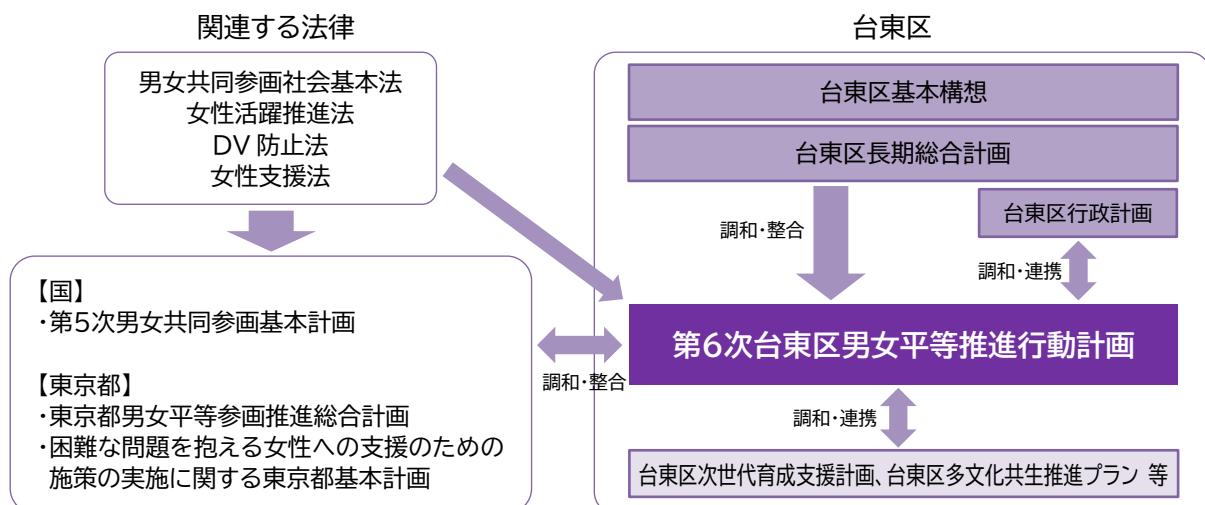
台東区男女平等推進行動計画（はばたきプラン21）は、東京都台東区男女平等推進条例第8条第1項に規定する推進計画であり、男女共同参画社会基本法第9条及び第14条第3項に規定する区市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に相当するものです。

台東区女性活躍推進計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に規定する「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に相当するもので、この計画の「基本目標2 職業生活における女性の活躍推進」を台東区女性活躍推進計画として位置づけます。

台東区配偶者暴力防止基本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」に相当するもので、この計画の「施策(7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護」を台東区配偶者暴力防止基本計画として位置づけます。

台東区女性支援基本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に規定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に相当するもので、この計画の「施策(10) 困難を抱える方への支援の充実」を台東区女性支援基本計画として位置づけます。

本計画は、「台東区基本構想」の趣旨や「台東区長期総合計画」を踏まえ、「台東区行政計画」、「台東区次世代育成支援計画」「台東区多文化共生推進プラン」等の諸計画と調和・連携する計画として策定するものです。



### 4 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

年 度	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
男女平等推進行動計画			計画期間 5年		

## 5 SDGsとの関係について

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「ジェンダー平等を実現しよう」や「平和と公正をすべての人に」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、2030年までに日本の国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針（2023年改訂版）」において、重点事項②として掲げる「『誰一人取り残さない』包摂社会の実現」に向け、「女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現」等の取組を推進していくとしています。また、各ステークホルダーに期待される役割として、「SDGsの全ての目標の達成に向けた取組において、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である」ことが明記されています。

本区においても、本計画にこれらに関連する取組を定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成につなげていきます。



### MEMO

#### 男女共同参画シンボルマーク



男女共同参画

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いをこめています。

## 6 計画の基本理念と基本目標

<台東区基本構想に掲げる将来像>

### 世界に輝く ひと まち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝くひとまちたいとう」の実現を目指します。

すべての人々が、性別にかかわらず、個人として尊重され、喜びと責任を分かち合い、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会を実現するため、本計画の基本理念を次のように定めます。

#### 台東区男女平等推進行動計画の基本理念

### 多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるために ジェンダー平等社会の実現

基本理念のもと、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点」(ジェンダーの視点)を区政運営の横断的な視点として、3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

【基本目標1】  
あらゆる分野への  
男女平等参画の  
推進

【基本目標2】  
職業生活における  
女性の活躍推進

【基本目標3】  
誰もが安心して  
暮らせる環境の  
整備

【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

## 7 計画の評価指標

本計画に基づく施策を推進するために、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗状況を管理します。

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	【全体】88.1%	増加
		【男性】85.6%	増加
審議会等における女性委員の割合	審議会等への女性の参画状況調査	27.6% (令和6年4月1日現在)	35%
女性の視点を取り入れた防災対策が行われていると感じる人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	6.7%	30%

### 基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
職場での男女差別が「特にない」と思う人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	38.8%	50%
仕事、家庭生活、個人の生活の調和がとれないと考える人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	10.0%	30%
台東区が子育てしやすいと感じる割合	次世代育成支援に関するニーズ調査	55.2%	増加

### 基本目標3 ➤ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害経験がある人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	21.2%	減少
セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人の割合	男女平等に関する台東区民意識調査	13.1%	減少
乳がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	51.2%	60%
子宮頸がん検診受診率	健康づくりと医療に関する区民意識調査	53.7%	
人権が守られていないと考える区民の割合	台東区民の意識調査	33.2%	減少

### 【計画推進の基盤】 ➤ ジェンダーの視点による区政運営の推進

#### ●評価指標

評価指標名	根拠となるデータ	現状 (令和5年度)	計画目標 (令和11年度)
台東区男女平等推進基本条例の認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	31.1%	50%
台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21の認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	27.2%	30%
男女平等推進プラザの認知度	男女平等に関する台東区民意識調査	18.6%	30%
係長級以上の女性行政系職員の割合	女性の活躍に関する情報公表	30.5%	40%以上
男性職員の育児参加休暇取得率	女性の活躍に関する情報公表	62.2%	100%
男性職員の出産支援休暇の取得率	女性の活躍に関する情報公表	73.0%	100%

## 8 計画の施策体系図

〈台東区基本構想に掲げる将来像〉  
世界に輝く  
ひと  
まち  
たいとう

【計画の基本理念】多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための ジェンダー平等社会の実現

### ▶ 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### 施策1 ジェンダー平等意識の形成

##### 取組の方向性



- ①男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実
- ②男性への男女平等参画の取組

- ③ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

#### 施策2 意思決定過程への男女平等参画の推進

- ①審議会等への男女平等参画の推進

- ②区民が立案・参画する機会の増加

- ③区民の社会・地域活動への参加の促進

#### 施策3 男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ①男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

### ▶ 基本目標2 職業生活における女性の活躍推進

#### 台東区女性活躍推進計画

##### 取組の方向性



- ①働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

- ②女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援
- ③区における働き方の変革と女性の活躍推進

#### 施策4 女性の就業・登用・起業の機会拡大

- ①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

- ②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

- ③出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

#### 施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

- ①多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

- ②子育てに関する支援者の育成

- ③子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

- ④ひとり親家庭等への支援

- ⑤介護者への支援

- ⑥男性の家事・育児・介護への参画支援

### ▶ 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

#### 施策7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

##### 台東区配偶者暴力防止基本計画

##### 取組の方向性



- ①DV相談業務の充実と関係機関との連携

- ②DV被害者の安全の確保と自立支援

- ③配偶者等からの暴力を防止するための取組

#### 施策8 あらゆる暴力の防止への取組

- ①ハラスメント防止のための取組

- ②ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

- ③性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

#### 施策9 生涯を通じた男女の健康支援

- ①女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

- ②生涯を通じた健康づくりの推進

- ③成長過程に応じた性に関する理解の促進

#### 施策10 困難を抱える方への支援の充実

##### 台東区女性支援基本計画※

- ①困難な問題を抱える女性への支援

- ②若年層の性的搾取の防止に関する啓発

- ③高齢者への支援

- ④障害者への支援

#### 施策11 誰もが自分らしく生きられる社会の実現

- ①性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

- ②外国人向け情報提供及び相談事業の充実

- ③ヤングケアラー問題への対応

### ▶ 計画推進の基盤 ジェンダーの視点による区政運営の推進

#### 施策1 男女平等参画の総合的推進

##### 取組の方向性



- ①全庁的な推進体制

- ②職員に対する教育・研修体制の充実

- ③施策・事業を推進するための評価体制づくり

#### 施策2 男女平等推進プラザの機能強化

- ①区民との協働による活力ある運営

- ②相談事業の充実

- ③男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

#### 施策3 国・東京都・企業・NPO等との連携

- ①国・東京都・企業・NPO等への積極的な働きかけと連携

※女性支援基本計画は施策7、施策8及び計画推進の基盤の施策3も対象になる事業があります。

## 9 計画事業一覧

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

事業番号	計画事業	ページ
<b>施策（1）ジェンダー平等意識の形成</b>		
<b>取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実</b>		
1	男女平等参画に関する情報提供	25
2	男女平等推進フォーラム	25
3	メディア・リテラシーの普及	25
103	男女平等に関する台東区民意識調査<再掲>	25
109	男女平等参画推進講座<再掲>	25
<b>取組の方向性② 男性への男女平等参画の取組</b>		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組	26
5	男性の介護への参画に向けた取組	26
17	シニア世代の地域活動支援<再掲>	26
18	市民活動参加への支援と意識啓発<再掲>	26
109	男女平等参画推進講座<再掲>	26
<b>取組の方向性③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供</b>		
6	ジェンダー平等を進める幼児教育の推進	27
7	ジェンダー平等を進める人権教育の推進	27
8	ジェンダー平等に関する教職員の研修	27
9	性別にとらわれない進路指導	27
10	ジェンダー平等を進める啓発の推進	27
11	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進	27
12	【新規】女子生徒・女子学生の理工系分野への進路選択の促進	28
<b>施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進</b>		
<b>取組の方向性① 審議会等への男女平等参画の推進</b>		
13	審議会等への女性の積極的登用	31
14	女性の参画を推進するためのガイドラインの活用	31
15	女性委員の参画状況調査	31
<b>取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加</b>		
13	審議会等への女性の積極的登用<再掲>	31
104	男女平等推進プラザの各種委員会への参画<再掲>	31
<b>取組の方向性③ 区民の社会・地域活動への参加の促進</b>		
16	地域活動における男女平等参画の推進	32
17	シニア世代の地域活動支援	32
18	市民活動参加への支援と意識啓発	32
19	いきがいづくりと社会参加への支援	32
<b>施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立</b>		
<b>取組の方向性① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進</b>		
20	男女平等参画の視点による防災対策の推進	35
21	防災・災害復興分野への女性の参画推進	35
22	防災に関する知識の普及、啓発	35
23	災害発生後における相談・支援体制の整備	35

## 基本目標 2 職業生活における女性の活躍推進

事業番号	計画事業	ページ
施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大		
取組の方向性① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援		
24	法律や制度の理解の促進	39
25	職場環境等の向上支援	39
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定<再掲>	39
35	企業における両立支援事業の紹介<再掲>	39
62	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	39
取組の方向性② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援		
26	女性のための就労支援	39
27	女性創業者・メンター交流会	39
28	起業家・若手経営者支援	40
29	雇用・就業相談	40
30	障害者の就労支援	40
取組の方向性③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進		
31	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進	40
62	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	40
97	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進<再掲>	40
98	管理職選考の受験の奨励<再掲>	40
99	区における男性職員の育児参画に向けた取組<再掲>	40
施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現		
取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	44
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	44
32	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進	44
33	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座	44
取組の方向性② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援		
34	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定	44
35	企業における両立支援事業の紹介	44
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進	45
取組の方向性③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進		
36	企業への育児・介護休業制度の普及促進<再掲>	45
107	はばたき 21 相談室<再掲>	45
施策（6）子育て世代・介護者への支援		
取組の方向性① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	48
37	保育・子育て支援サービス	48
38	保育提供体制の整備	48
39	障害児の保育・通学支援	48
40	子育て支援に関する情報提供	48
41	子育て相談	48
60	児童虐待防止に関する取組<再掲>	49
取組の方向性② 子育てに関する支援者の育成		
42	家庭教育支援者養成	49

<b>取組の方向性③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援</b>		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	49
11	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進<再掲>	49
37	保育・子育て支援サービス<再掲>	49
40	子育て支援に関する情報提供<再掲>	49
43	おやこサポート・ネットワーク	49
109	男女平等参画推進講座<再掲>	49
<b>取組の方向性④ ひとり親家庭等への支援</b>		
43	おやこサポート・ネットワーク<再掲>	50
44	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	50
45	高等学校進学等支援	50
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	50
47	母子生活支援施設の運営	50
48	【新規】養育費受け取り支援	50
<b>取組の方向性⑤ 介護者への支援</b>		
49	介護サービスの充実と質の向上	51
94	ヤングケアラー支援<再掲>	75
<b>取組の方向性⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援</b>		
4	男性の家事・育児への参画に向けた取組<再掲>	51
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	51

### 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

事業番号	計画事業	ページ
<b>施策(7) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護</b>		
<b>取組の方向性① DV相談業務の充実と関係機関との連携</b>		
50	配偶者暴力相談支援センターの運営	55
51	女性相談における庁内連携	55
52	相談員の能力向上	55
<b>取組の方向性② DV被害者の安全の確保と自立支援</b>		
53	被害者に対する安全の確保	55
54	被害者の自立のための支援	55
55	被害者支援に関するマニュアルの活用	56
56	被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化	56
57	職員に対するDV被害者の支援に関する研修	56
<b>取組の方向性③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組</b>		
58	配偶者等からの暴力（デートDVを含む）に関する情報の収集と提供	56
59	配偶者等からの暴力（デートDVを含む）に関する講座の実施	56
60	児童虐待防止に関する取組	56
<b>施策(8) あらゆる暴力の防止への取組</b>		
<b>取組の方向性① ハラスメント防止のための取組</b>		
61	ハラスメント防止のための意識啓発と情報提供	59
62	ハラスメントに関する研修・講座	59
107	はばたき21相談室<再掲>	59

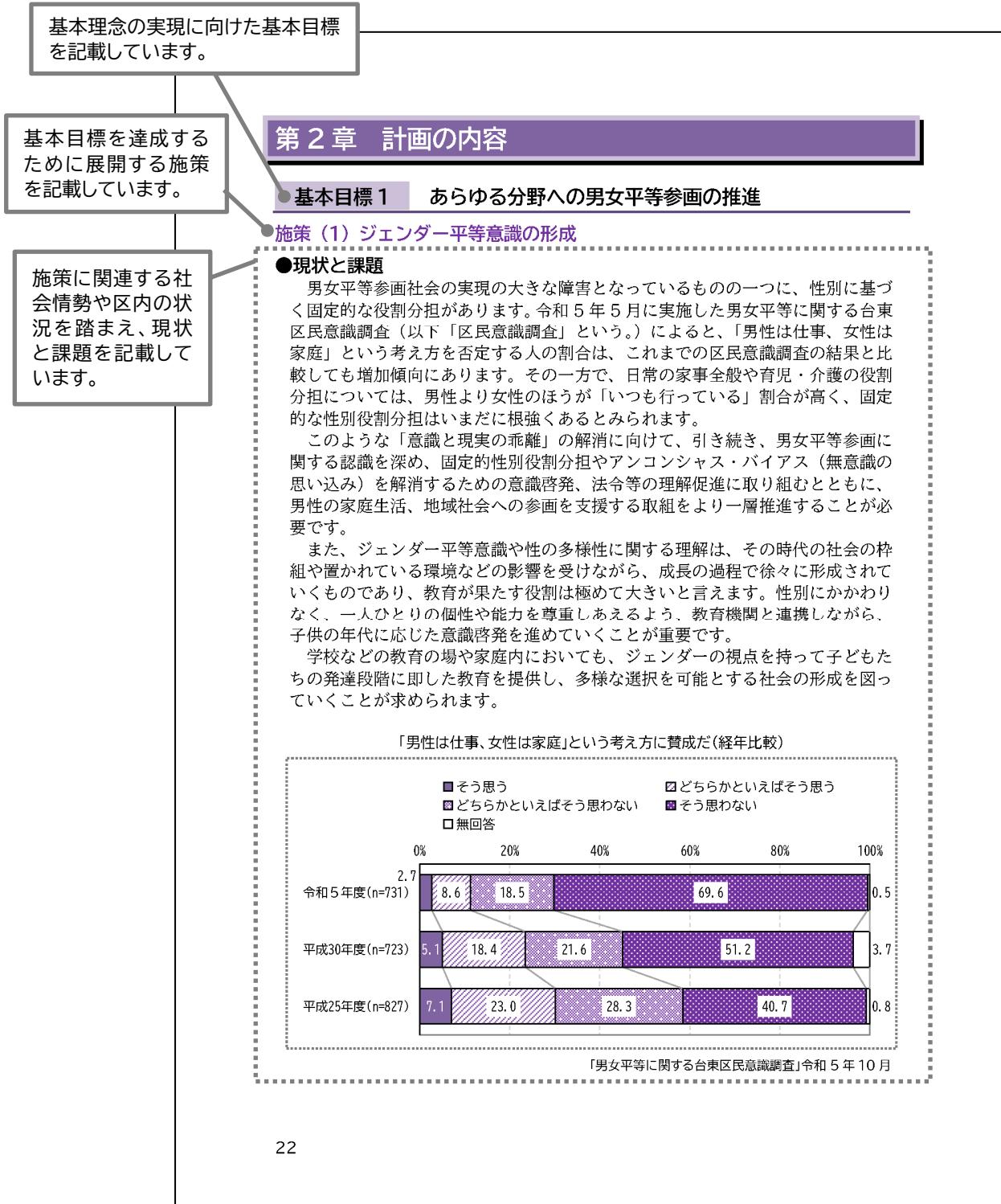
取組の方向性② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携		
63	ストーカー行為等を防止するための意識啓発と情報提供	59
64	ストーカー行為等の防止に関する研修・講座	59
107	はばたき 21 相談室<再掲>	60
取組の方向性③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供		
3	メディア・リテラシーの普及<再掲>	60
65	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組	60
77	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発<再掲>	60
107	はばたき 21 相談室<再掲>	60
施策（9）生涯を通じた男女の健康支援		
取組の方向性① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実		
66	女性のトータルヘルスサポート	63
67	出産・育児準備期の健康支援	63
72	健康相談の実施<再掲>	63
取組の方向性② 生涯を通じた健康づくりの推進		
66	女性のトータルヘルスサポート<再掲>	63
68	性感染症予防及び正しい知識の普及啓発	63
69	各種健診及び指導	63
70	高齢者の健康づくりへの支援	64
71	こころとからだの健康学習の推進	64
72	健康相談の実施	64
73	精神保健福祉相談	64
84	障害者相談支援<再掲>	64
107	はばたき 21 相談室<再掲>	64
取組の方向性③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進		
74	性及び自己の尊重のための教育	64
施策（10）困難を抱える方への支援の充実		
取組の方向性① 困難な問題を抱える女性への支援		
51	女性相談における庁内連携<再掲>	68
52	相談員の能力向上<再掲>	68
75	【新規】支援調整会議の設置	68
76	【新規】女性相談支援員の増員	68
111	企業や NPO 等市民活動団体との連携<再掲>	68
取組の方向性② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発		
3	メディア・リテラシーの普及<再掲>	69
65	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組<再掲>	69
77	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発	69
107	はばたき 21 相談室<再掲>	69
取組の方向性③ 高齢者への支援		
5	男性の介護への参画に向けた取組<再掲>	69
17	シニア世代の地域活動支援<再掲>	69
19	いきがいづくりと社会参加への支援<再掲>	69
70	高齢者の健康づくりへの支援<再掲>	69
78	ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援	69
79	高齢者の生活支援体制整備	70
80	高齢者の総合的相談	70

81	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	70
82	高齢者虐待防止に関する取組	70
83	【新規】成年後見制度における中核機関の整備	70
<b>取組の方向性④ 障害者への支援</b>		
19	いきがいづくりと社会参加への支援<再掲>	71
30	障害者の就労支援<再掲>	71
39	障害児の保育・通学支援<再掲>	71
41	子育て相談<再掲>	71
49	介護サービスの充実と質の向上<再掲>	71
81	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進<再掲>	71
83	【新規】成年後見制度における中核機関の整備<再掲>	71
84	障害者相談支援	71
85	障害者虐待防止に関する取組	71
<b>施策（11）誰もが自分らしく生きられる社会の実現</b>		
<b>取組の方向性① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備</b>		
86	性の多様性に関する理解の促進	74
87	性的指向・性自認に関する相談事業の実施	74
88	性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組	74
89	【新規】「性の多様性に関するガイドライン」策定	74
90	【新規】交流の場・機会の提供（試行）	74
<b>取組の方向性② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実</b>		
91	在住外国人支援	74
92	【新規】子供日本語教室の開催	75
93	学校園における外国人への支援	75
<b>取組の方向性③ ヤングケアラー問題への対応</b>		
94	【新規】ヤングケアラー支援	75

## 【計画推進の基盤】ジェンダーの視点による区政運営の推進

事業番号	計画事業	ページ
<b>(1) 男女平等参画の総合的推進</b>		
<b>取組の方向性① 全庁的な推進体制</b>		
31	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進 <再掲>	78
95	全庁的な推進体制の充実	78
96	女性の人権に配慮した表現ガイドラインの活用	78
97	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進	78
98	管理職選考の受験の奨励	78
99	区における男性職員の育児参画に向けた取組	78
<b>取組の方向性② 職員に対する教育・研修体制の充実</b>		
62	ハラスメントに関する研修・講座<再掲>	79
100	職員に対するジェンダー平等に関する研修	79
<b>取組の方向性③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり</b>		
101	「はばたきプラン 21」推進会議の運営	79
102	行動計画事業の推進	79
103	男女平等に関する台東区民意識調査	79
<b>(2) 男女平等推進プラザの機能強化</b>		
<b>取組の方向性① 区民との協働による活力ある運営</b>		
2	男女平等推進フォーラム<再掲>	82
104	男女平等推進プラザの各種委員会への参画	82
105	男女平等推進プラザ登録団体との連携	82
106	ジェンダー平等を推進する人材の育成	82
<b>取組の方向性② 相談事業の充実</b>		
107	はばたき 21 相談室	82
<b>取組の方向性③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上</b>		
1	男女平等参画に関する情報提供<再掲>	82
108	男女平等推進プラザ情報コーナーの充実	83
109	男女平等参画推進講座	83
<b>(3) 国・東京都・企業・NPO 等との連携</b>		
<b>取組の方向性① 国・東京都・企業・NPO 等への積極的な働きかけと連携</b>		
105	男女平等推進プラザ登録団体との連携<再掲>	85
110	国・東京都等への要望と連携	85
111	企業や NPO 等市民活動団体との連携	85

## 10 計画内容の見方



施策に関連する取組の方向性について記載しています。

### ●取組の方向性

#### ①男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

情報誌「はばたき 21 通信」など、区が情報発信する様々な媒体を活用し、法制度の周知や、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発を行うとともに、男女平等参画を取り巻く今日的課題についての講座を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。講座を開催する際は、子育て世代の方が安心して参加できるよう託児サービスを実施します。

また、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。

#### ②男性への男女平等参画の取組

男性の育児・介護への参画を促進するため、料理教室や介護教室などを実施するとともに、講座等の場を通じて、地域における交流の促進と居場所づくりを支援します。

#### ③ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行うとともに、保護者や教職員の意識を高めるための講座や研修を実施します。

事業番号を記載しています。再掲事業については、事業番号の後に（再掲）と記載しています。

計画事業名を記載しています。新規事業については、事業名の前に【新規】と記載しています。

事業内容を記載しています。

#### 取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

事業番号	1
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	情報誌「はばたき 21 通信」など、様々な媒体を通じて男女平等参画に関する情報提供を行うことで、アンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発や法制度の理解の促進を図ります。また、拠点施設である男女平等推進プラザや「台東区男女平等推進基本条例」、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を広く周知します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	2
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、ワークショップ、作品展示など、区民参加型のイベントである「男女平等推進フォーラム」を開催することで、男女平等参画への意識の向上と理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	3
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	講座等を通じて、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、女性に対する人権侵害の防止に向けた取組を行います。
所管課	人権・多様性推進課、指導課

事業番号	103（再掲）
計画事業	男女平等に関する台東区民意識調査
事業内容	79 ページ参照

事業番号	109（再掲）
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

計画事業の所管課を記載しています。

## 第2章 計画の内容

---

## 第2章 計画の内容

### 基本目標1 あらゆる分野への男女平等参画の推進

#### 施策(1) ジェンダー平等意識の形成

##### ●現状と課題

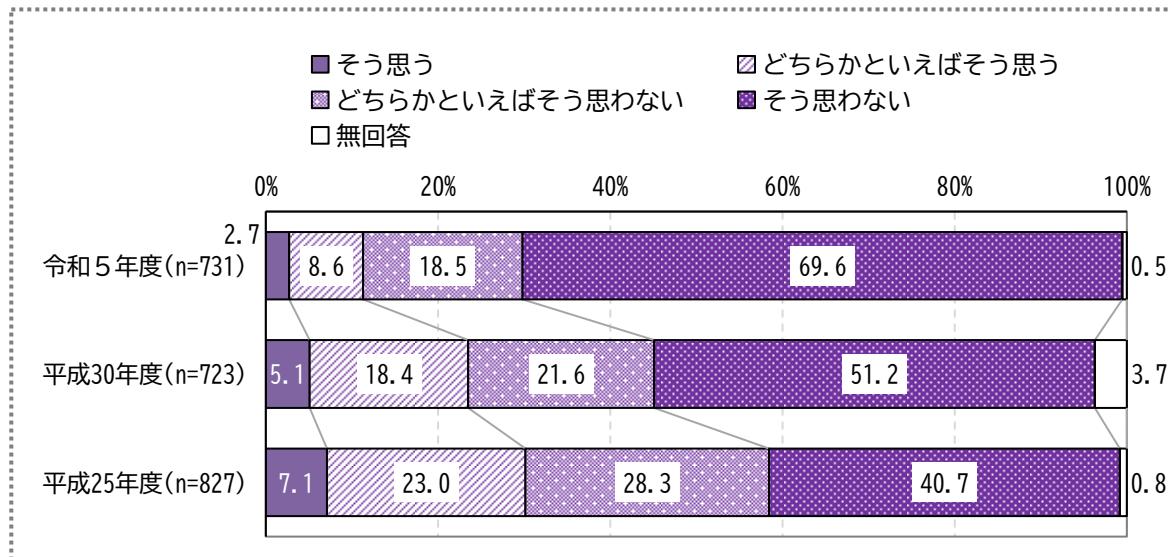
男女平等参画社会の実現の大きな障害となっているものの一つに、性別に基づく固定的な役割分担があります。令和5年5月に実施した男女平等に関する台東区民意識調査（以下「区民意識調査」という。）によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を否定する人の割合は、これまでの区民意識調査の結果と比較しても増加傾向にあります。その一方で、日常の家事全般や育児・介護の役割分担については、男性より女性のほうが「いつも行っている」割合が高く、固定的な性別役割分担はいまだに根強くあるとみられます。

このような「意識と現実の乖離」の解消に向けて、引き続き、男女平等参画に関する認識を深め、固定的性別役割分担やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための意識啓発、法令等の理解促進に取り組むとともに、男性の家庭生活、地域社会への参画を支援する取組をより一層推進することが必要です。

また、ジェンダー平等意識や性の多様性に関する理解は、その時代の社会の枠組や置かれている環境などの影響を受けながら、成長の過程で徐々に形成されていくものであり、教育が果たす役割は極めて大きいと言えます。性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しあえるよう、教育機関と連携しながら、子供の年代に応じた意識啓発を進めていくことが重要です。

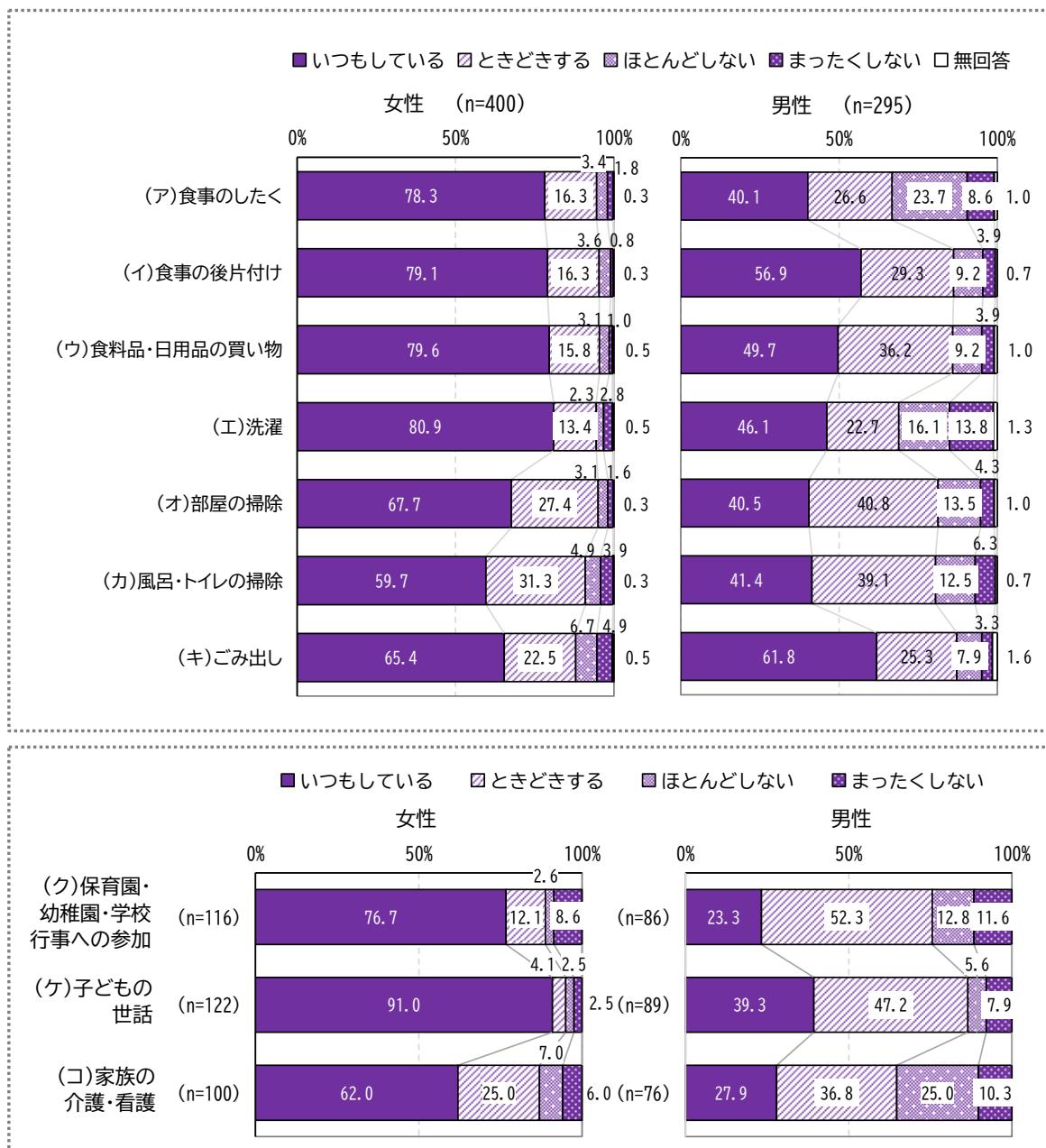
学校などの教育の場や家庭内においても、ジェンダーの視点を持って子どもたちの発達段階に即した教育を提供し、多様な選択を可能とする社会の形成を図っていくことが求められます。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する賛成度（経年比較）



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## 日常生活の役割分担(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

情報誌「はばたき 21 通信」など、区が情報発信する様々な媒体を活用し、法制度の周知や、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発を行うとともに、男女平等参画を取り巻く今日的課題についての講座を行うことで、ジェンダー平等意識を高めます。講座を開催する際は、子育て世代の方が安心して参加できるよう託児サービスを実施します。

また、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、性の商品化、女性の人権を侵害する性表現の氾濫などの防止に向けたメディア・リテラシーを向上させる取組を行います。

### ② 男性への男女平等参画の取組

男性の育児・介護への参画を促進するため、料理教室や介護教室などを実施するとともに、講座等の場を通じて、地域における交流の促進と居場所づくりを支援します。

### ③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を高める教育を行うとともに、保護者や教職員の意識を高めるための講座や研修を実施します。

## 取組の方向性① 男女平等参画を推進する広報・啓発活動の充実

事業番号	1
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	情報誌「はばたき 21 通信」など、様々な媒体を通じて男女平等参画に関する情報提供を行うことで、アンコンシャス・バイアスを解消するための意識啓発や法制度の理解の促進を図ります。また、拠点施設である男女平等推進プラザや「台東区男女平等推進基本条例」、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を広く周知します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	2
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、ワークショップ、作品展示など、区民参加型のイベントである「男女平等推進フォーラム」を開催することで、男女平等参画への意識の向上と理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	3
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	講座等を通じて、様々なメディアから伝えられる情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力の向上を図るとともに、女性に対する人権侵害の防止に向けた取組を行います。
所管課	人権・多様性推進課、指導課

事業番号	103（再掲）
計画事業	男女平等に関する台東区民意識調査
事業内容	79 ページ参照

事業番号	109（再掲）
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

## 取組の方向性② 男性への男女平等参画の取組

事業番号	4
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	ハローベビー学級や料理教室など、男性の家事・育児力を高める講座を実施します。また、講座等の場を通じて、交流の促進と居場所づくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、生涯学習課

事業番号	5
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	介護教室や男性の介護への参画を進めるための講座等を実施します。また、講座等の場を通じて、交流の促進と居場所づくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、生涯学習課

事業番号	17（再掲）
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	18（再掲）
計画事業	市民活動参加への支援と意識啓発
事業内容	32 ページ参照

事業番号	109（再掲）
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

### 取組の方向性③ ジェンダー及び性の多様性に関する理解の促進に向けた教育・学習の提供

事業番号	6
計画事業	ジェンダー平等を進める幼児教育の推進
事業内容	性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を尊重する保育・幼児教育を進めます。
所管課	児童保育課、指導課

事業番号	7
計画事業	ジェンダー平等を進める人権教育の推進
事業内容	小学校入学から成人に至るまでの発達段階に応じて、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力が高められる教育を行います。
所管課	指導課、生涯学習課

事業番号	8
計画事業	ジェンダー平等に関する教職員の研修
事業内容	性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を尊重する教育や保育を実践するために、学校、保育園、幼稚園、児童館等の子供に関わる職員に対して研修を実施します。
所管課	人事課、児童保育課、指導課

事業番号	9
計画事業	性別にとらわれない進路指導
事業内容	性別にかかわりなく、進路の選択ができるよう、進路指導を行います。
所管課	指導課

事業番号	10
計画事業	ジェンダー平等を進める啓発の推進
事業内容	ジェンダー平等の意識をつくるために、DV（デートDVを含む）等の暴力防止に向けた啓発や、心身の健康教育の講座等を行います。
所管課	人権・多様性推進課、保健予防課、保健サービス課

事業番号	11
計画事業	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進
事業内容	家庭において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育が行われるよう、保護者に対して講座・研修を行います。 また、講座等の場を通じて保護者同士のネットワークづくりを支援します。
所管課	人権・多様性推進課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、教育支援館、生涯学習課

事業番号	12
計画事業	【新規】女子生徒・女子学生の理工系分野への進路選択の促進
事業内容	女子中高生・女子学生の理工系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジ※に参加します。
所管課	人権・多様性推進課

MEMO

理工チャレンジ（リコチャレ）とは？



女子中高生・女子学生が理工系分野に興味・関心を持ち、将来の自分をしっかりとイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するための内閣府の取組です。

理工系分野が充実している大学や企業など『リコチャレ応援団体』の紹介や、団体が実施するイベント情報の提供、理工系分野で活躍する女性からのメッセージ紹介などを行っています。

区は、区に勤務する専門職の女性職員のメッセージを掲載することにより、この取組に参加します。

## 施策（2）意思決定過程への男女平等参画の推進

### ●現状と課題

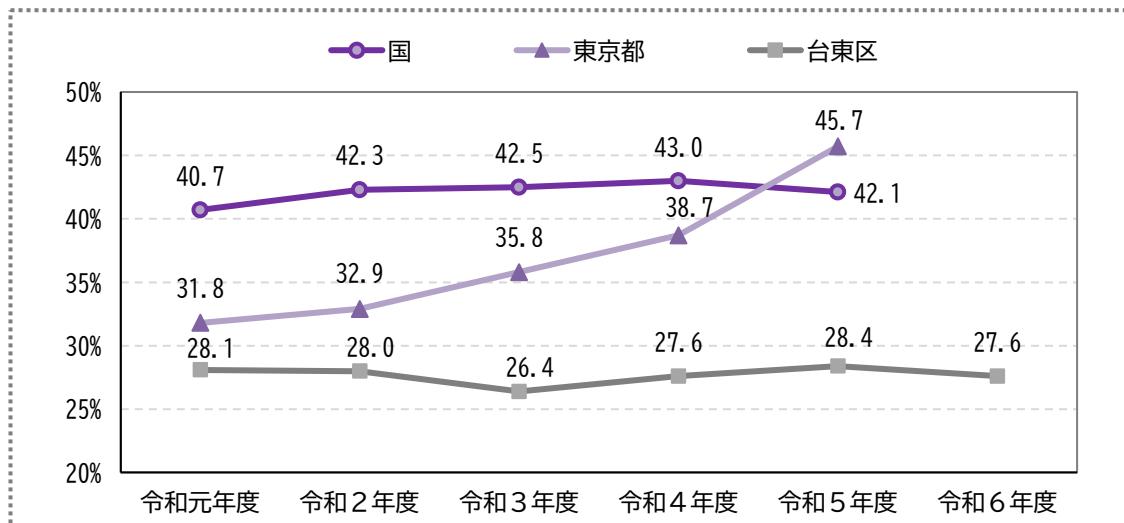
男女平等参画社会を実現するためには、意思決定過程に男女が共に参画することが重要です。そのため、国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進め、さらに、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りのないような社会となることを目指しています。

区では、令和6年度末までに審議会や委員会における女性委員の割合を35%以上にすることを目標として、女性の参画に努めてきました。しかしながら、女性委員の比率は、平成30年4月現在の28.1%から令和6年4月には27.6%と増減を繰り返しながら未だ目標には達していません。

ジェンダーの視点を施策に反映させるためには、女性委員の積極的登用に努め、男女が共に政策・方針決定過程に参画することが重要です。

また、社会・地域活動の場においても、地域における課題を解決していくために男女が共に取り組んでいく必要があります。社会・地域活動への積極的な参画を促進するとともに、ジェンダーの視点を積極的に取り入れることが不可欠です。そのためには、固定的な性別役割分担を基盤とした活動の在り方を見直すとともに、女性が活動に参加するだけではなく、活動団体の意思決定過程にも参画し、活動の企画立案に女性の意見を反映できるようにする必要があります。

審議会等における女性委員の割合の経年変化(国・東京都・台東区)



※国は各年9月30日現在、東京都・台東区は各年4月1日現在

## ●取組の方向性

### ① 審議会等への男女平等参画の推進

審議会等における女性の積極的登用を促進するため、ガイドラインを活用し、職務指定の要件緩和を進めるとともに、女性委員の推薦を積極的に働きかけます。

また、女性の積極的登用を着実に進めるため、毎年、状況調査を実施します。

### ② 区民が立案・参画する機会の増加

審議会等に区民が参加することにより、区民の視点による区政運営を促進するため、ガイドラインを活用し、公募委員枠の拡大などの取組を進めます。

また、男女平等推進プラザの各委員会に区民が主体的に参加することにより、区民の視点による運営を促進します。

### ③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

地域の課題に、ジェンダーの視点を取り入れるため、地域活動における男女平等参画を推進するとともに、区内で活躍する NPO の紹介や講座などの機会を通じて、市民活動への参画を促進します。

## 取組の方向性① 審議会等への男女平等参画の推進

事業番号	13
計画事業	審議会等への女性の積極的登用
事業内容	区の政策や方針に男女の意見が反映されるよう、審議会における女性委員の割合を35%以上にすることを目標とし、積極的な働きかけを行っていきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	14
計画事業	女性の参画を推進するためのガイドラインの活用
事業内容	職務指定の見直しや公募委員枠の拡大などの方法を取り入れたガイドラインを活用し、審議会等における女性委員の参画を推進します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	15
計画事業	女性委員の参画状況調査
事業内容	女性委員の参画を着実に進めるため、参画状況調査を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② 区民が立案・参画する機会の増加

事業番号	13（再掲）
計画事業	審議会等への女性の積極的登用
事業内容	31ページ参照

事業番号	104（再掲）
計画事業	男女平等推進プラザの各種委員会への参画
事業内容	82ページ参照

### 取組の方向性③ 区民の社会・地域活動への参加の促進

事業番号	16
計画事業	地域活動における男女平等参画の推進
事業内容	<p>地域の課題にジェンダーの視点を取り入れるため、防災や環境、まちづくりなど、様々な分野での地域活動における男女平等参画を推進します。</p> <p>また、区民一人ひとりが、主体的に地域課題の解決や地域活動に取り組むなど、地域で活躍することを目的とした多様な学習講座及び情報提供・相談対応などの支援を実施します。</p>
所管課	人権・多様性推進課、生涯学習課

事業番号	17
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	シニア世代が地域の中で充実した生活が送れるよう、シニアライフ応援計画、雇用就業支援等の事業を行います。
所管課	産業振興課、高齢福祉課、生涯学習課

事業番号	18
計画事業	市民活動参加への支援と意識啓発
事業内容	ボランティア活動やNPO等の市民活動への参画を進めるため、講座の実施や情報提供等を行います。
所管課	区民課

事業番号	19
計画事業	いきがいづくりと社会参加への支援
事業内容	高齢者や障害者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らし続けられるよう、講座の実施や情報提供等により、社会参加を支援します。
所管課	高齢福祉課、障害福祉課、松が谷福祉会館、健康課

## 施策（3）男女平等参画の視点に立った防災・復興体制の確立

### ●現状と課題

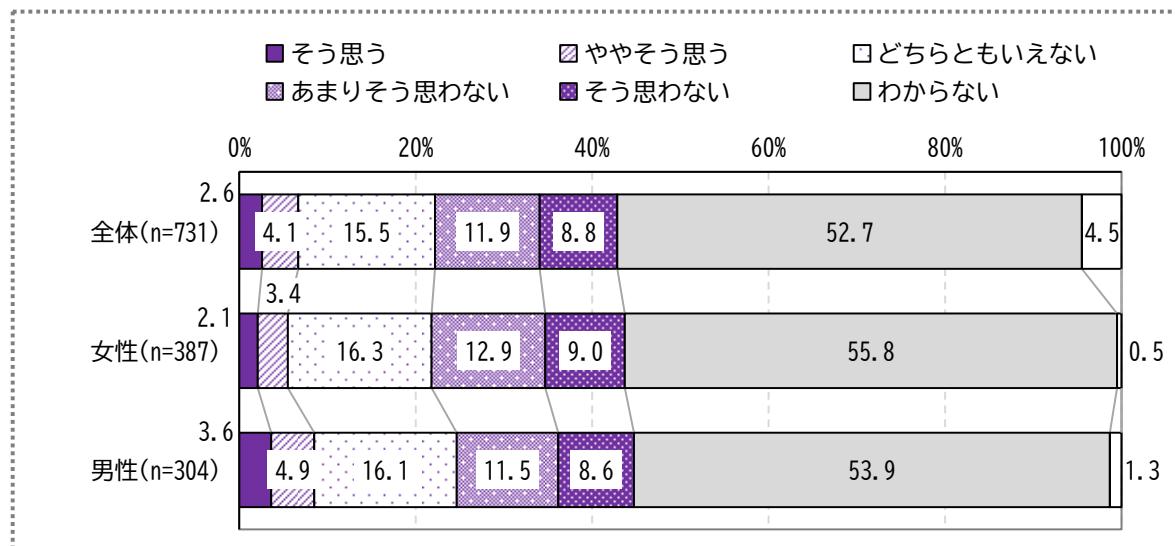
東日本大震災等の過去の震災では、避難所によっては、女性向けの衛生用品が不足したり、着替えや入浴、乳幼児を抱えた母親の授乳等の女性のプライバシーに配慮した場所がなかったり、平常時における固定的な性別役割分担意識を背景に、災害後、増大する家事の負担が女性に集中するなどの問題がありました。また、避難所において、女性に対する性的な暴力があったという事案も報告されています。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女平等参画の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となります。

男女平等参画の視点に立って、防災・復興に取り組んでいくためには、防災・復興に係る企画立案から決定に至る意思決定の過程に女性が参画することや、災害時の女性リーダーの育成を図り、男性リーダーとの協力体制を促進することが重要です。

また、被災時には、災害から受ける影響の男女による差に配慮するとともに、避難所の設営・運営にあたっても、人権尊重の視点に立って、女性に対する暴力の防止や暴力の被害に遭った女性を保護できる体制の整備、プライバシーの確保、性の多様性等に配慮する必要があります。

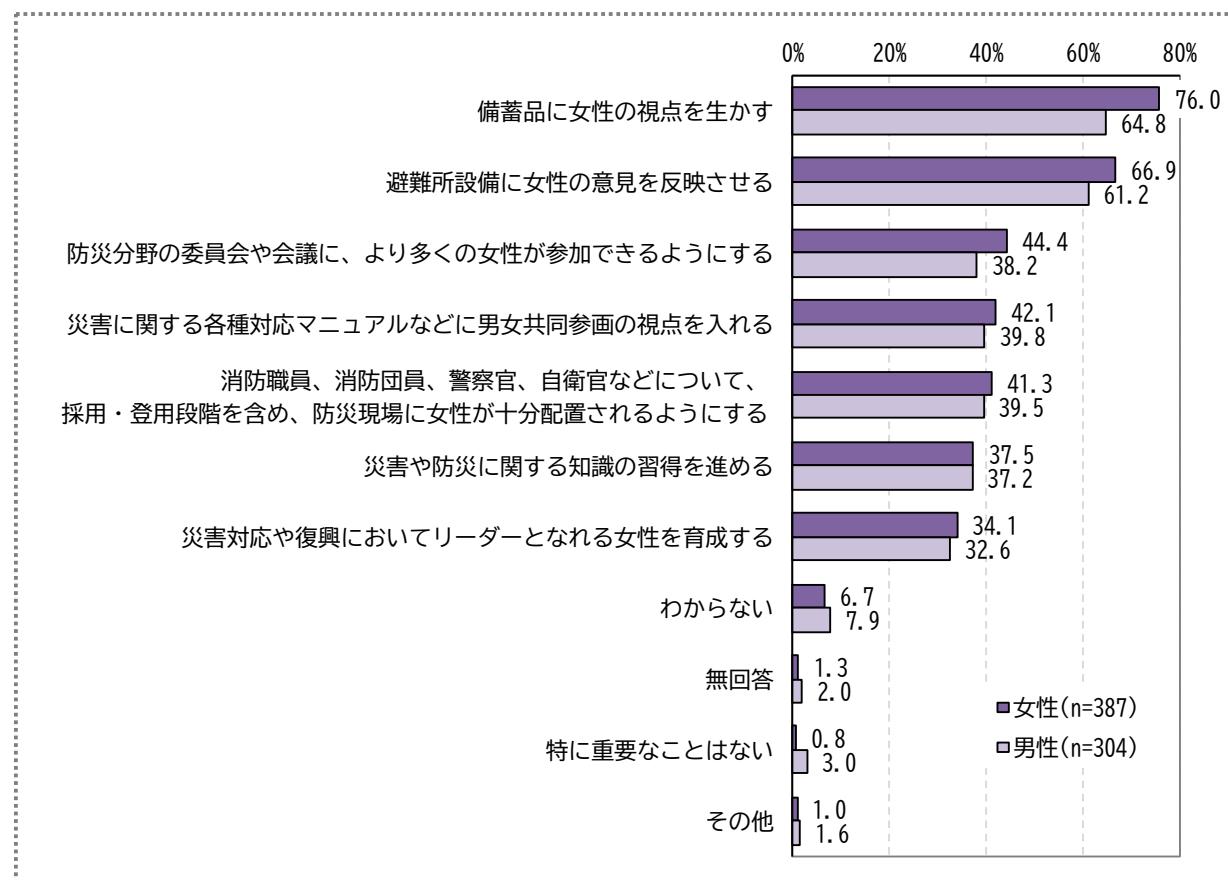
さらに、防災・復興対策に的確に対応していくためには、行政を中心として、専門家、関係機関、住民、ボランティア、NPO等が、男女平等参画の視点で、物資（生理用品や授乳関係他）の提供や情報の適切な周知など、それぞれの役割を分担しながら緊密に連携していくことが求められます。

女性の視点を取り入れた防災対策が行われているか(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

### 防災分野で女性の視点を生かすために重要なこと(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

地域防災計画に基づき、性差などから生じる様々なニーズに対応した防災対策を進めるとともに、意思決定過程への女性の参画の推進や女性リーダーの育成を図ります。

また、講習会や講座などの機会を通じて、地域や家庭における日頃からの備えなど、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

さらには、発災直後から発生する生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談体制を整備します。

## 取組の方向性① 男女平等参画の視点に立った防災・復興対策の推進

事業番号	20
計画事業	男女平等参画の視点による防災対策の推進
事業内容	地域防災計画に基づき、性差などから生じる様々なニーズに対応した物資の確保や、避難所の運営を推進します。
所管課	危機・災害対策課

事業番号	21
計画事業	防災・災害復興分野への女性の参画推進
事業内容	防災・災害復興分野における意思決定過程への女性の参画を推進します。また、避難所運営等、災害時にリーダーシップを発揮できる女性の育成を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、危機・災害対策課

事業番号	22
計画事業	防災に関する知識の普及、啓発
事業内容	講習会や講座などの機会を通じて、地域や家庭における防災対策に関する知識の普及や啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課、危機・災害対策課

事業番号	23
計画事業	災害発生後における相談・支援体制の整備
事業内容	「はばたき 21 相談室」において、災害発生後の生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談・支援を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

### 施策（4）女性の就業・登用・起業の機会拡大

#### ●現状と課題

性別や年齢にかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って、様々な働き方や生き方ができる社会を実現するためには、多様で柔軟な働き方が選択でき、公正な待遇のもと、自身の望むとおりに働く環境を整備する必要があります。

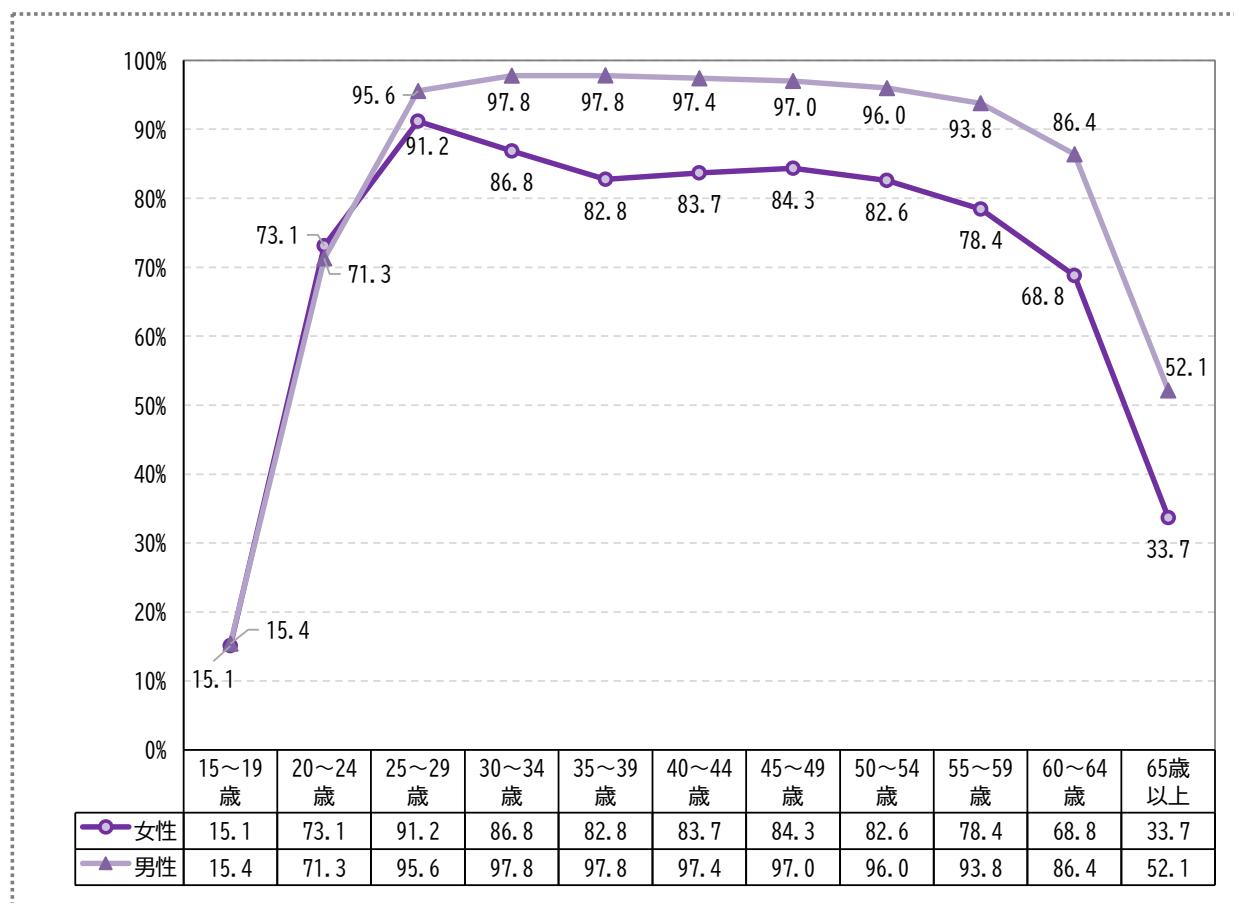
働く場においては、高度経済成長期に形成されてきた固定的な性別役割分担や、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行等」という。）が依然として根付いており、女性にとって、家事や育児・介護と仕事の両立、就業継続を困難にする大きな要因となっているとともに、男性にとっても家事や育児・介護への参画を阻害する要因となっています。男女平等参画の視点からも労働時間の削減をはじめとする男性中心型労働慣行等の変革が急務です。

労働時間の削減を進めるとともに、管理職への女性の登用の促進、賃金等における男女間格差の是正等を推進していくためには、事業者や経営者等への支援や意識啓発に取り組む必要があります。さらに、雇用形態や性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等）の防止のための取組、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に対する理解や対応等も必要です。

また、働きたい女性が多様な働き方の選択ができ、個性と能力を十分発揮できるように、就職や再就職支援、起業やキャリア形成等、就業環境の整備が必要です。台東区は、自営業者や中小企業・小規模企業者が多いという特徴があり、家族従事者として働く女性の割合が、東京都の平均と比較して高いという点についても注視していく必要があります。

さらに、区が先導的な役割を果たすため、長時間労働の是正など、働き方改革を進めるとともに、女性職員のキャリア形成、男性職員の家庭生活への参画を促進し、女性活躍の場の拡大に積極的に取り組む必要があります。

## 台東区内 年齢階級別労働力率(性別)



労働力率の算出は「労働力率」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を除く)」×100による。  
総務省統計局「令和2年度国勢調査」を基に作成

## ●取組の方向性

### ① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

講座の実施や、広報誌・パンフレットの配布等を通じて、法制度の周知を進めるとともに、事業主行動計画の策定方法や支援制度の紹介、ハラスメントの防止に関する周知・啓発を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を認定することにより、企業イメージの向上と、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

### ② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援

女性の就労をサポートするため、スキルアップなどの講座を実施するとともに、就業相談や企業に対する雇用相談を実施します。

また、これから起業を目指す人や、すでに起業した人を対象とした講座を実施するとともに、起業家同士の交流の促進を図ります。

### ③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

女性活躍推進法により、区が策定した「女性職員活躍のための台東区特定事業主行動計画」に基づき、長時間労働の改善や年次有給休暇の取得等の促進を図ります。

また、性別にとらわれない任用を行うとともに、職員・教職員を対象としたハラスメントの防止を進めるための研修を実施します。

## 取組の方向性① 働き方の変革と女性の活躍推進に向けた事業者等への取組の支援

事業番号	24
計画事業	法律や制度の理解の促進
事業内容	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など、雇用分野における男女平等参画に関する法律や制度の理解の促進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

事業番号	25
計画事業	職場環境等の向上支援
事業内容	区内中小企業に対して、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定や、雇用環境の整備促進、女性が活躍しやすい職場環境づくりなどを支援します。
所管課	産業振興課

事業番号	34（再掲）
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定
事業内容	44ページ参照

事業番号	35（再掲）
計画事業	企業における両立支援事業の紹介
事業内容	44ページ参照

事業番号	62（再掲）
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59ページ参照

## 取組の方向性② 女性への就職・再就職支援、起業支援、キャリア形成支援

事業番号	26
計画事業	女性のための就労支援
事業内容	女性の就労をサポートするために、再就職支援のための講座の実施、母子家庭への自立支援の取組等を行います。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

事業番号	27
計画事業	女性創業者・メンター交流会
事業内容	女性創業者や創業を考えている女性を対象に、先輩女性経営者との交流の場を提供し、創業に関する不安の解消や、創業者同士のネットワークを広げることで、女性の活躍を促進します。
所管課	産業振興課

事業番号	28
計画事業	起業家・若手経営者支援
事業内容	起業家や若手経営者を対象に、経営に必要な知識の習得を図る講座を開催し、区内での起業を促進していきます。
所管課	産業振興課

事業番号	29
計画事業	雇用・就業相談
事業内容	就職や再就職を希望する区民のための就業相談や、区内企業に対して雇用相談を行います。
所管課	産業振興課

事業番号	30
計画事業	障害者の就労支援
事業内容	「働きたい」と希望する障害者が、安心して就労できるよう、個々の能力に応じた訓練・実習の提供、就職活動に対する支援を行います。
所管課	障害福祉課、保健予防課

### 取組の方向性③ 区における働き方の変革と女性の活躍推進

事業番号	31
計画事業	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進
事業内容	女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得を促進するなど、働き方の改革を進めます。また、女性職員のキャリア形成支援等の取組により、職員の意欲を高めます。
所管課	人事課

事業番号	62（再掲）
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59 ページ参照

事業番号	97（再掲）
計画事業	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進
事業内容	78 ページ参照

事業番号	98（再掲）
計画事業	管理職選考の受験の奨励
事業内容	78 ページ参照

事業番号	99（再掲）
計画事業	区における男性職員の育児参画に向けた取組
事業内容	78 ページ参照

## 施策（5）ワーク・ライフ・バランスの実現

### ●現状と課題

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事と生活の調和と訳され、性別や年齢にかかわらず、人々が仕事と家庭生活、地域生活等の社会の様々な場面や、ライフステージの各段階において、最もバランスのとれた活動をすることができる状態のことをいいます。こうした調和のとれた生活の中でこそ、男女が共に仕事に取り組み、子育てや介護等の家庭責任も果たしながら、その一方では、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動への参画等を通じて、自己実現をしていくことが可能になります。

しかし、区民意識調査によると、「仕事、家庭生活、個人生活のすべて」を優先させたいと希望する人は、男女ともに3割～4割程度であるのに対し、それを実現できているのは1割程度に留まっており、希望と現実に大きな差があります。

また、育児や介護と仕事の両立を進めるために必要なことについて尋ねたところ、男女ともに職場や上司の理解、短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方の整備や育児・介護休暇等の制度を利用しやすい職場環境を求めていることがうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業や経営者の積極的な取組が不可欠です。従業員のモチベーションアップ、離職率の低下、好業績従業員の定着、優秀な人材の確保、業績や企業価値の向上といったワーク・ライフ・バランスを推進することの経営上のメリットや、先進的な取組を行っている企業の事例を紹介することを通じて、企業風土の醸成や経営者の意識改革を促進していくことが必要です。

また、職場における生理・妊娠・出産・育児・介護・病気の治療に対する理解の促進が必要です。

## MEMO

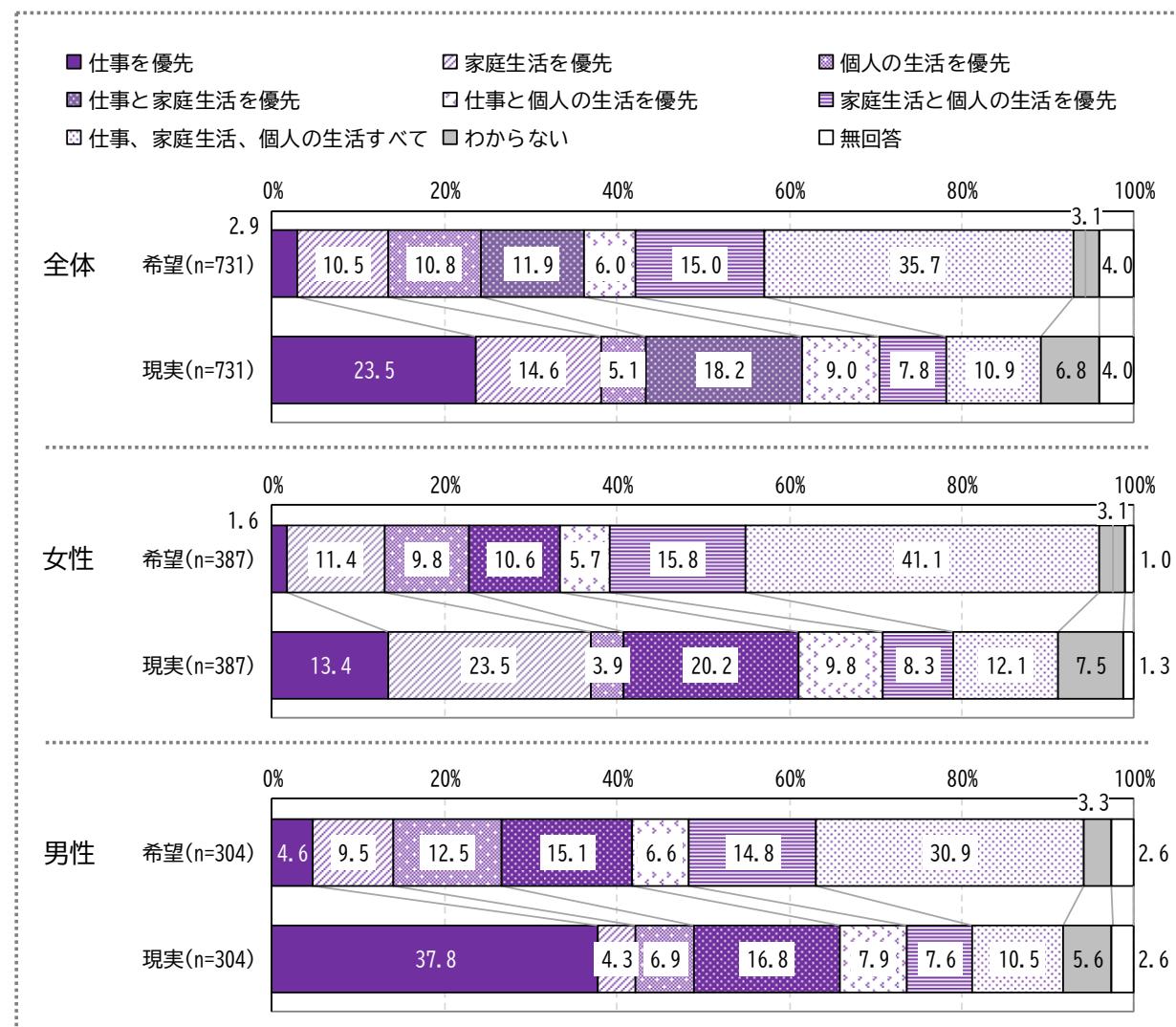
## 台東区ワーク・ライフ・バランス認定企業ロゴマーク



台東区では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業等を「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、その取組を応援しています。

認定企業には、中小企業融資のあっせんにおける優遇措置や、認定ロゴマークを名刺や封筒、ホームページ等に使用できるなど、様々なメリットがあります。

## 仕事と生活の調和の希望と現実(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

区民や区内事業者に対して、講座の開催やパンフレット等による情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、関係する法律や制度の周知を行います。

また、体験型の講座を実施することで、男性の家事や育児・介護への意識を高めます。

### ② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

「認定ロゴマーク」の活用による企業イメージの向上や、融資あっせんなど、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業に対する支援を実施します。

また、国や都が実施している助成制度、融資制度など、ワーク・ライフ・バランスを進めるために活用できる制度を紹介します。

### ③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

企業向けセミナーや広報誌、パンフレットなどを通じて、仕事と子育ての両立のための取組や、育児・介護休業制度に関する周知・啓発を図ります。

また、職場における人間関係やハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

## 取組の方向性① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

事業番号	4（再掲）
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	5（再掲）
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	32
計画事業	ワーク・ライフ・バランスに関する理解の促進
事業内容	ワーク・ライフ・バランスに関する理解を促進するため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度等について、パンフレット、リーフレット、広報誌等を通じて情報を提供します。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

事業番号	33
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座
事業内容	関係する法律や制度、仕事や家事を効率化するポイントなどを紹介する講座等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

## 取組の方向性② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業者等への支援

事業番号	34
計画事業	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定
事業内容	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、融資のあっせんや、区の広報・パンフレットによる認定企業の紹介を行うなど、その取組を支援します。
所管課	人権・多様性推進課、産業振興課

事業番号	35
計画事業	企業における両立支援事業の紹介
事業内容	企業のワーク・ライフ・バランスを推進するために、「両立支援等助成金」など、国・東京都の支援事業を紹介していきます。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

事業番号	36
計画事業	企業への育児・介護休業制度の普及促進
事業内容	広報誌やパンフレット等を通じて、育児・介護休業制度の情報提供を行います。
所管課	人権・多様性推進課、子育て・若者支援課、産業振興課

### 取組の方向性③ 出産・育児・介護に対する職場の理解の促進

事業番号	36（再掲）
計画事業	企業への育児・介護休業制度の普及促進
事業内容	45 ページ参照

事業番号	107（再掲）
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 施策（6）子育て世代・介護者への支援

### ●現状と課題

子どもを産み育てたいと望む人々が不安や孤立感を抱えずに、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を整備することは、あらゆる分野への女性の参画や、職業生活における女性の活躍推進にも欠かせないものです。

妊娠・出産時から子どもの成長段階に応じた継続的な支援、多様な要望に応じることのできる子育て支援のサービスや保育サービスの充実、子育て世代の居場所やネットワークづくりの支援が求められています。

また、貧困等の生活上の困難によって、子どもに十分な教育機会が与えられないことなどにより、貧困等の世代間連鎖が危惧されており、子どもの貧困対策も含めたひとり親家庭への支援を充実させる必要があります。

さらに、介護者への支援も不可欠です。介護保険は、たとえ介護が必要になつても、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、介護を必要とする方やその家族に対する不安や負担を軽減し、社会全体で支え合う制度として運営されています。しかし、現実には、介護の多くは女性を中心に家族が担う実態があり、育児と介護という複数のケアが同時に生じている場合や、若年層が家族のケアを行うヤングケアラーの問題も顕在化しています。

また、介護による負担などに起因するとみられる家庭内での高齢者虐待も社会問題化しているなど、介護に係る問題への対処は、女性にとっても、男性にとっても、緊急かつ重要な課題となっています。

介護のために短時間勤務や在宅勤務などの柔軟な働き方を希望する男女は多いものの、令和4年の介護離職者は年間10万人以上にのぼり、依然として女性にも男性にも介護と家庭や仕事との両立が難しい状況にあります。介護者の負担の軽減や、介護サービスの充実、介護者同士が集まることのできる場所やネットワークづくりの支援など、介護と家庭や仕事の両立が可能な社会の実現に向け、介護者への支援を充実していく必要があります。

## ●取組の方向性

### ① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

多様な保育ニーズに応えるために、ショートステイ、病児保育、いっとき保育など、安心して子育てできる環境を整備します。

### ② 子育てに関する支援者の育成

家庭教育支援者を育成するための養成講座を実施することにより、子育てに関する情報の共有、身近で困っている保護者への声かけ、行政機関の支援に繋ぐなど、地域における共助を促進します。

### ③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

体験型の講座や、子供といっしょに参加できる講座の場を通じて、子育て世代の交流促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センターなど、地域で支える仕組みづくりを促進します。

### ④ ひとり親家庭等への支援

高等学校進学等の支援など、ひとり親家庭への経済的負担の軽減を図るとともに、ホームヘルパーの派遣など、生活上の援助を行います。

また、離婚によるひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、安定した生活を支援するため、養育費の受け取りに関する各種支援を行います。

### ⑤ 介護者への支援

介護サービスや、介護者への支援の充実に取り組むことで、介護者の負担軽減を図るとともに、区職員や関係機関向けの研修及び講演会等を行い、ヤングケアラーに関する周知啓発を図ります。

### ⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援

男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座等の場を通じ、保護者や介護者の交流促進と居場所づくりを支援します。

## 取組の方向性① 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

事業番号	4（再掲）
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26ページ参照

事業番号	37
計画事業	保育・子育て支援サービス
事業内容	<p>多様な保育ニーズに応えるため、ショートステイなどの一時保育や病児・病後児保育、保護者のリフレッシュ等にも利用できるいっとき保育など、安心して子育てできる環境を整備します。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センターなど、子供を地域で支える仕組みや子育て世代の精神的な不安や負担を軽減し、気軽に相談できる場の充実を図ります。</p>
所管課	子ども家庭支援センター、児童保育課

事業番号	38
計画事業	保育提供体制の整備
事業内容	保育所待機児童ゼロを維持するとともに、就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応していくため、適切な保育提供体制を整備します。
所管課	児童保育課

事業番号	39
計画事業	障害児の保育・通学支援
事業内容	障害のある子供を養育している家庭に対して、こどもクラブにおける高学年障害児保育やガイドヘルパーによる通学支援などを行います。
所管課	障害福祉課、児童保育課

事業番号	40
計画事業	子育て支援に関する情報提供
事業内容	<p>子育てに役立つサービスやイベント等の情報を、区のホームページや子育てハンドブック、子育てメールマガジン等で提供します。</p> <p>また、ハローベビー学級や家庭教育学級などの学習の機会を通じて、子育て世代の交流促進やネットワークづくりを支援します。</p>
所管課	子育て・若者支援課、子ども家庭支援センター、保健サービス課、生涯学習課

事業番号	41
計画事業	子育て相談
事業内容	子ども家庭支援センターや保健所等において、子育てに関する様々な相談を受け付け、関係機関との連携や調整等を行いながら、問題の解決に努めます。
所管課	くらしの相談課、子ども家庭支援センター、障害福祉課、松が谷福祉会館、保健サービス課、児童保育課、教育支援館

事業番号	60（再掲）
計画事業	児童虐待防止に関する取組
事業内容	56 ページ参照

### 取組の方向性② 子育てに関する支援者の育成

事業番号	42
計画事業	家庭教育支援者養成
事業内容	「共助」の立場で、子育て中の保護者に対する子育て支援関連の情報提供、身近で困っている保護者への声かけ、必要に応じた行政機関等への橋渡しなどの役割を担う「家庭教育支援者」を育成するため、養成講座を実施します。
所管課	生涯学習課

### 取組の方向性③ 子育て世代の居場所づくり、ネットワークづくりの支援

事業番号	4（再掲）
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	11（再掲）
計画事業	ジェンダー平等を進める家庭教育の推進
事業内容	27 ページ参照

事業番号	37（再掲）
計画事業	保育・子育て支援サービス
事業内容	48 ページ参照

事業番号	40（再掲）
計画事業	子育て支援に関する情報提供
事業内容	48 ページ参照

事業番号	43
計画事業	おやこサポート・ネットワーク
事業内容	区、医療機関、地域等の関係機関が連携し、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感を解消します。
所管課	保健サービス課

事業番号	109（再掲）
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	83 ページ参照

#### 取組の方向性④ ひとり親家庭等への支援

事業番号	43（再掲）
計画事業	おやこサポート・ネットワーク
事業内容	49 ページ参照

事業番号	44
計画事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減
事業内容	児童扶養手当のほか、児童育成手当や医療費助成、福祉資金貸付等により、ひとり親家庭への経済的な負担の軽減を図ります。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	45
計画事業	高等学校進学等支援
事業内容	児童扶養手当受給者又はその児童に対して、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給します。また、経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	46
計画事業	ひとり親家庭ホームヘルプサービス
事業内容	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、必要な援助を行います。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	47
計画事業	母子生活支援施設の運営
事業内容	生活上の問題を抱える母子に対して、居室の提供及び母子指導員による生活援助を行います。また、抱えている諸問題の解決を図り、自立に向けた支援を行います。
所管課	子育て・若者支援課

事業番号	48
計画事業	【新規】養育費受け取り支援
事業内容	離婚によるひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、安定した生活を支援するため、養育費に関する意識啓発、相談支援、公正証書作成等手数料補助、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）利用補助を行います。
所管課	子育て・若者支援課

## 取組の方向性⑤ 介護者への支援

事業番号	49
計画事業	介護サービスの充実と質の向上
事業内容	高齢者や障害者が安心して日常生活を送るとともに、家族の介護負担を軽減するため、介護サービスの充実と質の向上に取り組みます。
所管課	高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、保健予防課

事業番号	94（再掲）
計画事業	【新規】ヤングケアラー支援
事業内容	75ページ参照

## 取組の方向性⑥ 男性の家事・育児・介護への参画支援

事業番号	4（再掲）
計画事業	男性の家事・育児への参画に向けた取組
事業内容	26ページ参照

事業番号	5（再掲）
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26ページ参照

## 基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境の整備

### 施策（7）配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護

#### ●現状と課題

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む人権を著しく侵害する行為であり、男女平等参画社会の実現を阻害するものです。DVは深刻な社会問題となっており、DV被害者のみならず、児童虐待が重複して発生している可能性も考慮しながら、安全確保に資する対応を最優先しつつ、適切に対応していくことが求められています。また、DVは異性間のみならず同性間のパートナーシップでも起こりうる問題であり、このことについても対応が必要です。

区民意識調査によれば、DVの被害を受けた経験のある人は、21.2%と、前回調査より6.3ポイント減少しているものの、依然として2割を超える人が被害経験があると回答しています。

DVを防止するための意識啓発を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関との連携体制を強化することにより、被害者の早期発見や、被害者の保護から生活再建までの各段階にわたる切れ目のない支援を行う必要があります。

また、恋人や交際相手に対する暴力（デートDV）は人権侵害であるという認識を、学校教育の段階から、様々な機会を捉えて広めていく必要があります。

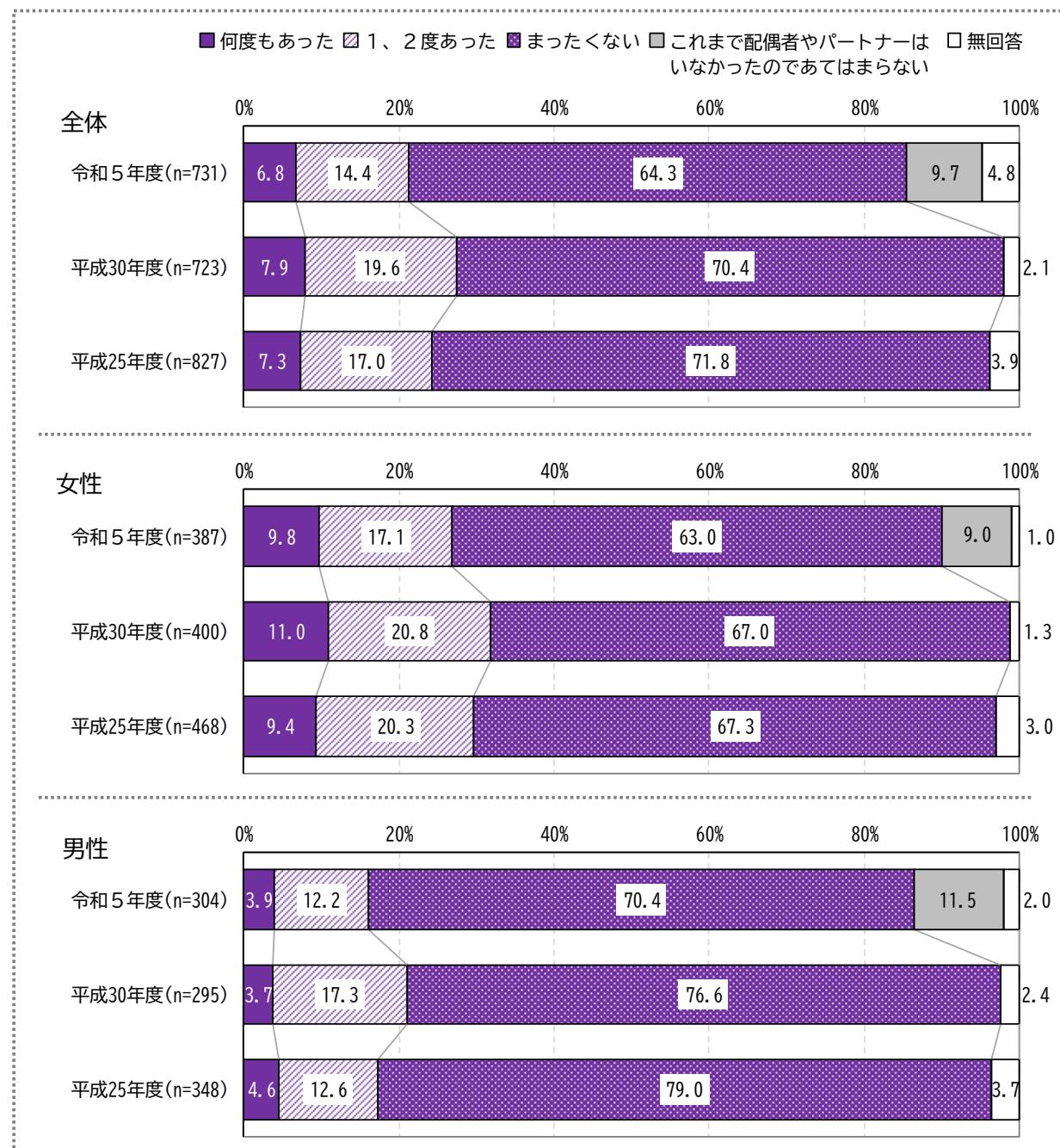
#### MEMO

##### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害経験(経年比較・性別)



「男女平等に関する台東区民意意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① DV 相談業務の充実と関係機関との連携

配偶者暴力相談支援センターを中心として総合的な支援を行うとともに、児童虐待との関連性を含めた被害者の早期発見のため、関係機関との情報共有を図ります。

### ② DV 被害者の安全の確保と自立支援

緊急の保護を要する被害者に対し、一時保護を実施するとともに、就業、住居等を含めた日常生活の再建、心理的な被害から回復するためのサポートを実施します。

### ③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

相談案内カード、パンフレット、パネル展など、あらゆる機会を捉えて配偶者等からの暴力防止に向けた周知・啓発を図ります。

また、被害者の孤立を防止し、早期に相談機関に繋げるため、支援者を対象とした研修、講座を実施します。

## 取組の方向性① DV相談業務の充実と関係機関との連携

事業番号	50
計画事業	配偶者暴力相談支援センターの運営
事業内容	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVの被害者への支援や相談体制の充実を図り、相談を受けてから被害者が自立するまでを総合的に支援します。また、児童虐待とDVが重複して発生していることを踏まえ、子供の安全確保を最優先するため、関係機関との連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	51
計画事業	女性相談における庁内連携
事業内容	女性相談、区民相談、高齢者総合相談、障害者に関する相談、健康に関する相談、子供に関する相談など各課で実施している相談事業と連携を図り、被害者が相談しやすい環境の整備及び被害者の早期発見、被害の防止に努めます。
所管課	人権・多様性推進課、くらしの相談課、子育て・若者支援課、子ども家庭支援センター、高齢福祉課、障害福祉課、保護課、保健予防課、保健サービス課、児童保育課

事業番号	52
計画事業	相談員の能力向上
事業内容	多様化、複雑化する相談内容に適切に対応するため、相談にあたる職員の知識と能力の向上を図ります。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② DV被害者の安全の確保と自立支援

事業番号	53
計画事業	被害者に対する安全の確保
事業内容	緊急の保護を要する被害者に対し、緊急一時保護を実施します。 被害者を安全に保護し、関係機関と連携を図り、緊急時に対応できるよう支援に努めます。 また、住民票の写し等の閲覧・交付を制限することで、被害者の安全の確保に努めます。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	54
計画事業	被害者の自立のための支援
事業内容	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携を図りながら、被害者の自立を支援します。また、こころとからだのケアに関する情報などを提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	55
計画事業	被害者支援に関するマニュアルの活用
事業内容	職員向けマニュアルを活用し、被害者支援に関する情報の共有や、適切な支援を行います。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	56
計画事業	被害者支援のための庁内連携及び関係機関との連携の強化
事業内容	被害者支援を総合的に推進するため、連携会議の開催や情報交換を行うなど、庁内関係各課及び警察等の関係機関との緊密な連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、庁内連携会議関係各課

事業番号	57
計画事業	職員に対するDV被害者の支援に関する研修
事業内容	配偶者暴力の特性や被害者の立場を理解し、適切に対応するため、職員への研修の充実を図ります。
所管課	人事課、人権・多様性推進課

### 取組の方向性③ 配偶者等からの暴力を防止するための取組

事業番号	58
計画事業	配偶者等からの暴力（デートDVを含む）に関する情報の収集と提供
事業内容	配偶者等からの暴力防止のため、啓発冊子やDV相談案内カードの作成・配布等により、情報提供や相談窓口の周知を行います。 また、広報やパネル展、関連図書の展示などによる情報提供や啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	59
計画事業	配偶者等からの暴力（デートDVを含む）に関する講座の実施
事業内容	DV被害者や支援者を対象とした講座を実施し、配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	60
計画事業	児童虐待防止に関する取組
事業内容	児童虐待防止と早期発見のため、関係機関と情報を共有し、それぞれの役割分担を確認しながら、問題への早期対応、解決を図るため「要保護児童支援ネットワーク」を充実します。また、地域住民に虐待防止に対する知識と理解を促進するための啓発活動を積極的に行います。
所管課	子ども家庭支援センター、指導課、ネットワーク関係各課

## 施策（8）あらゆる暴力の防止への取組

### ●現状と課題

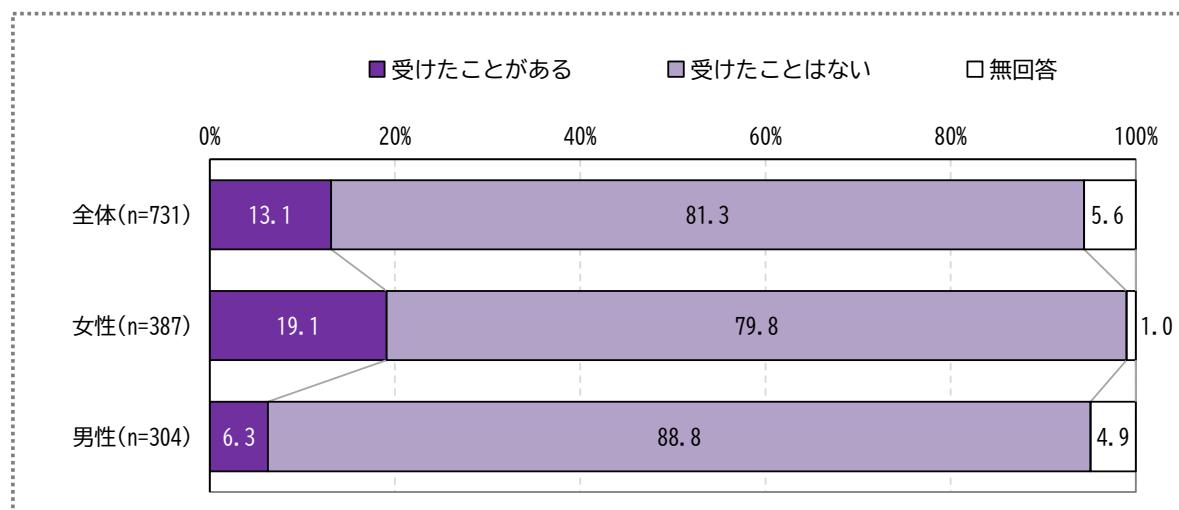
ハラスメントやストーカー行為、性暴力は、重大な人権侵害であり、人権を保障し、男女平等参画社会の実現を図るためにあらゆる暴力を防止するとともに、被害者を保護するための施策を講じる必要があります。

ハラスメントは、身体的、精神的、性的、経済的損害を引き起こす許容できない行為や慣行であり、決して許されるものではありません。ジェンダー平等の観点からも、男女平等参画社会の形成を大きく阻害する要因であるハラスメントの防止を徹底するため、法制度の周知を進めるとともに、法制度が適切に運用されるよう、事業者等に働きかけていくことが重要です。

ストーカー行為は、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある行為です。ストーカー行為が重大な人権侵害であるとの認識を社会に広めていくとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法についての周知や、被害者を支援する体制を整備していくことが必要です。

性暴力は重大な犯罪行為であり、被害者は身体的、精神的な苦痛を受けるだけでなく、第三者の心ない発言等による新たな被害（二次被害）を受ける場合もあります。引き続き、性暴力の被害の防止に向けた取組を進めるとともに、女性の権利を尊重した表現や情報発信を推進するためには、ジェンダーの観点に立ち、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断し、適切に発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させる取組が重要です。

セクシュアル・ハラスメントの被害経験(性別)



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① ハラスメント防止のための取組

研修、講座、パンフレット、パネル展などを通じて、ハラスメントの防止を呼び掛けるとともに、ハラスメントの被害に悩む人への相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

### ② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

ストーカー行為は、重大な人権侵害であることを呼び掛けるとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法の周知や、被害者支援の体制整備を図ります。

また、弁護士相談などを活用することで、問題解決に向けたアドバイスを行います。

### ③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

パネル展、ポスター、リーフレット、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンやSNS等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

## 取組の方向性① ハラスメント防止のための取組

事業番号	61
計画事業	ハラスメント防止のための意識啓発と情報提供
事業内容	<p>情報誌などを通じ、各種ハラスメント防止のための意識啓発を行います。</p> <p>また、関係する図書やリーフレットなどを収集し、提供することで、理解の普及に努めます。</p>
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	62
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	<p>各種ハラスメントに対する正しい認識と対応を学ぶための研修や講座を実施します。区内企業に対しては、ハローワーク等と連携を図り、効果的に研修を実施します。</p> <p>また、職員や教職員に対しても、ハラスメントの防止を図る研修等を実施します。</p>
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	107（再掲）
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 取組の方向性② ストーカー行為の防止に関する周知・情報提供と関係機関や民間団体との連携

事業番号	63
計画事業	ストーカー行為等を防止するための意識啓発と情報提供
事業内容	ストーカー行為などに関する図書やリーフレットなど、情報を収集し提供することで、理解の促進と意識啓発に努めます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	64
計画事業	ストーカー行為等の防止に関する研修・講座
事業内容	<p>ストーカー行為、人身取引などは、人権を侵害する深刻な行為であるという理解の普及とそれらの行為の防止を図るため、研修や講座を実施します。</p> <p>また、職員や教職員に対しても、周知徹底を図るための研修等を実施します。</p>
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 性暴力等の防止に関する意識啓発と情報提供

事業番号	3 (再掲)
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	25 ページ参照

事業番号	65
計画事業	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組
事業内容	児童・生徒及びその保護者を対象に「台東区立学校の携帯電話・スマートフォンのルール」についての啓発資料を配布し、スマートフォンやSNS等の適切な使用について周知を図ります。また、セーフティ教室において、児童・生徒の非行や犯罪被害を防止するための取組を実施します。
所管課	指導課

事業番号	77 (再掲)
計画事業	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発
事業内容	69 ページ参照

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

## 施策（9）生涯を通じた男女の健康支援

### ●現状と課題

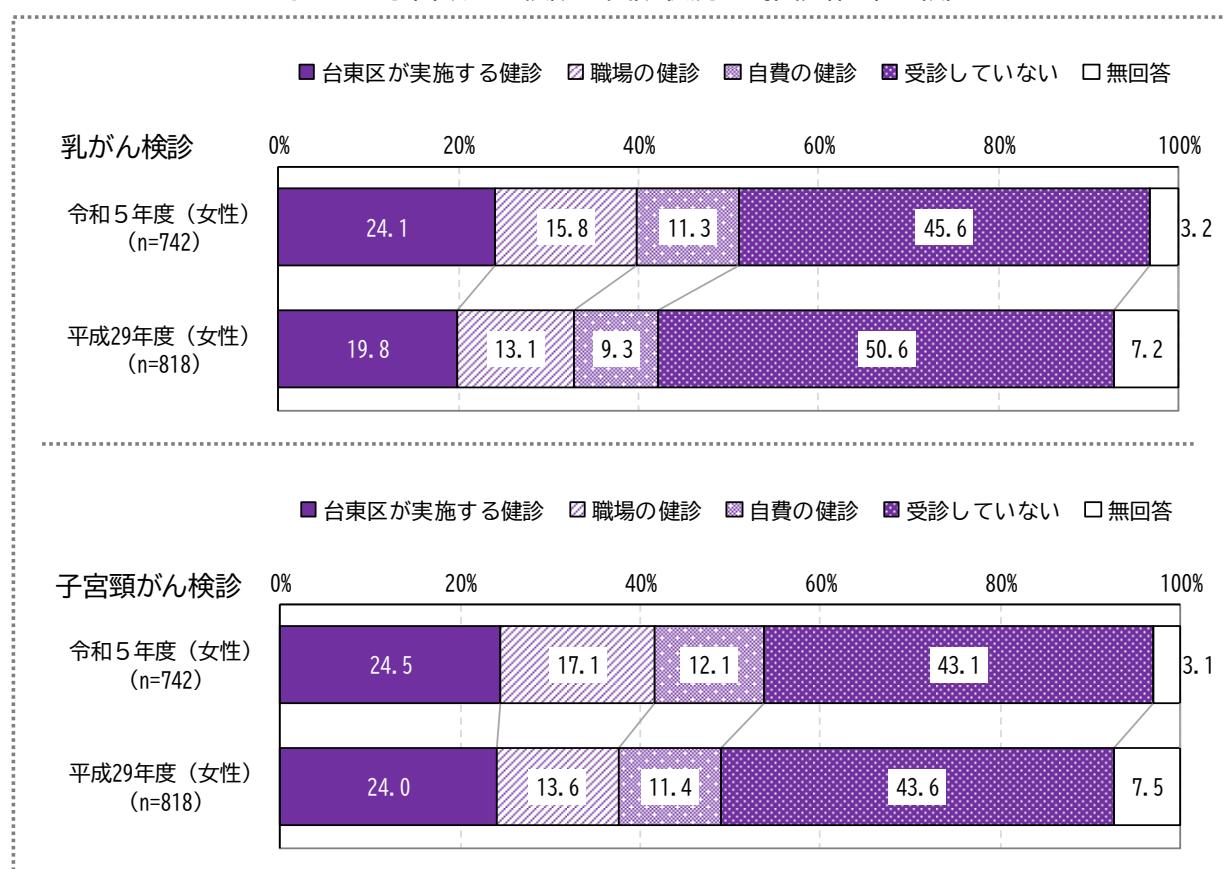
生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、すべての人々の願いであり、男女がその健康状態に応じて、適切に自己管理ができるように、性差や年代に応じた健康の維持・向上に関する施策を充実する必要があります。

特に、女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病など、生涯のライフステージごとに様々な健康上の課題に直面する可能性があることから、性と生殖に関する健康管理や決定は、自らが行う権利があるというセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立つことが重要です。

また、非正規雇用労働者や就労せずに家事を担う女性などは、定期健診の受診率が低いことから、受診率向上に向けた取組や、健康に関する情報提供を積極的に行っていく必要があります。予防のための健康診断や病気の場合に適切な治療を受けるためには、周囲の声かけも有効であり、生涯を通じた健康づくりのためには、地域をあげて取り組んでいくことも大切です。

加えて、男女がともに自分や周囲の人の身体を大切に扱うことができるよう、成長過程に応じた性に関する理解の促進を図ることが重要です。

乳がん・子宮頸がん検診の受診状況※の推移(経年比較)



※ 過去2年間における受診状況

「健康づくりと医療に関する区民意識調査」令和6年3月

## ●取組の方向性

### ① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

女性医師による健康相談、乳がん・子宮頸がんに関する講座などを通じて、生涯のライフステージごとに直面する健康課題に対応するとともに、心身両面の健康づくりを支援します。

また、感染症予防に関する講演会や、様々な媒体による情報提供を実施します。

### ② 生涯を通じた健康づくりの推進

各種検診の実施、受診後の健康改善に向けた指導、健康に対する正しい知識や意識を高めてもらうための学習会、講習、講演会などの様々な方法により、生涯を通じた健康づくりを支援します。

### ③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進

自分や周囲の人の身体を大切に扱うことができるよう、成長過程に応じた性に関する理解の促進を図ります。

## 取組の方向性① 女性の人生の各ステージに対応した健康支援の充実

事業番号	66
計画事業	女性のトータルヘルスサポート
事業内容	<p>女性は年齢により特有の身体的特徴を有することで、生涯のライフステージごとに様々な健康課題に直面することから、女性医師による健康相談や、乳がん・子宮頸がんなどに関する健康講座を実施することで心身両面の健康づくりを支援します。</p> <p>また、HPVワクチン接種の勧奨等も実施します。</p>
所管課	保健予防課、保健サービス課

事業番号	67
計画事業	出産・育児準備期の健康支援
事業内容	妊婦とその配偶者を対象に、安心して出産、育児を行うための知識の習得や仲間づくりのための交流を目的とした、ハローベビー学級を開催します。
所管課	保健サービス課

事業番号	72（再掲）
計画事業	健康相談の実施
事業内容	64ページ参照

## 取組の方向性② 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	66（再掲）
計画事業	女性のトータルヘルスサポート
事業内容	63ページ参照

事業番号	68
計画事業	性感染症予防及び正しい知識の普及啓発
事業内容	中高生を含め、エイズ等の感染症予防に関する講演会や情報提供を行い、正しい知識の普及を図ります。また、男女ともにHPVワクチン接種の勧奨等を実施します。
所管課	保健予防課

事業番号	69
計画事業	各種健診及び指導
事業内容	各種健康診断や保健指導を実施し、区民自らが健康状態を定期的・継続的に確認することで、健康に対する意識向上や、生活習慣病等の予防・早期発見につなげます。
所管課	保健サービス課

事業番号	70
計画事業	高齢者の健康づくりへの支援
事業内容	高齢者がいきいきとした生活を送れるように、健康づくりや介護予防を目的とした取組を行うとともに、気軽にスポーツに参加できる機会等を提供していきます。
所管課	高齢福祉課、健康課、生涯学習課、スポーツ振興課

事業番号	71
計画事業	こころとからだの健康学習の推進
事業内容	健康に対する正しい知識や意識を高めてもらうため、こころとからだの健康に関する学習会・講習・講演会等を行い、多くの区民に健康について学ぶ機会を提供します。
所管課	健康課、保健サービス課

事業番号	72
計画事業	健康相談の実施
事業内容	健康相談や栄養相談など、区民のこころとからだに対するきめ細かい相談を行います。
所管課	保健サービス課

事業番号	73
計画事業	精神保健福祉相談
事業内容	「こころの健康」についての正しい知識と情報の普及啓発を行います。また、関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに適切な相談窓口を広く周知します。
所管課	保健予防課

事業番号	84（再掲）
計画事業	障害者相談支援
事業内容	71 ページ参照

事業番号	107（再掲）
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 成長過程に応じた性に関する理解の促進

事業番号	74
計画事業	性及び自己の尊重のための教育
事業内容	すべての児童・生徒に対して、学習指導要領に基づき発達段階に応じ、必要な知識を理解させるとともに、人権尊重の精神に基づき男女が互いに尊重し合える教育を行います。
所管課	指導課

## 施策（10）困難を抱える方への支援の充実

### ●現状と課題

令和4年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が可決・成立し、令和6年4月から施行されました。この法律では、対象者を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」としています。また、支援対象者の多くが精神や身体等を傷つけられていることも踏まえつつ、本人が自らの意思や意見を決定し、表明できるように支援する体制を整え、本人の意思に寄り添った支援を行うことが必要であるとしています。女性が、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、男女平等参画の視点に立った支援を進めていく必要があります。

また、経済的な理由等により生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」は、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題です。そのため、女性への寄り添った相談支援の一環としての支援も求められています。

加えて、近年、若年層の女性が「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的搾取の被害に遭う問題や、若年女性がホストクラブをきっかけに売掛金を背負い、売春を強要させられる被害などが発生しています。特に、スマートフォン、SNS等の急速な普及を背景に、性犯罪の被害に遭うケースが増加しており、若年層の女性に対する性暴力の問題は深刻化しています。若年層の性的搾取の防止に向けて、インターネットやSNSなどを手段とする犯罪の実態やそれらから身を守る方法に関する知識の普及を進めるとともに、被害者に対する相談だけではなく、関係機関や民間支援団体などとも連携した支援体制の整備が求められます。

区では、女性相談支援員を配置しており、仕事や生活のこと、家族やパートナーとの人間関係など、女性が抱える様々な悩みについて幅広く相談に応じています。相談内容で最も多いのは、「経済関係」で、「配偶者等との関係」、「医療（健康）関係」などが続きます。相談者の年代としては、60代以上の割合が最も高く、次いで、50代、20代、30代、40代と続きます。（次ページの表、グラフ参照）

誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、高齢であることや障害があることなどにより社会的な困難を抱える人々への支援の充実も不可欠です。高齢者、特に単身の女性は、高齢期に達するまでの働き方や雇用における男女間格差等の影響により経済的に困難な状況に陥りやすく、また、男性については、地域社会とのつながりに乏しく孤立しやすいといった問題があります。こうした問題は、寿命の伸長や高齢化の進展に伴い、男女共に一層深刻になることが予想されます。高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、日常生活のサポートや社会・地域活動への参加の促進等の孤立防止のための支援が必要です。

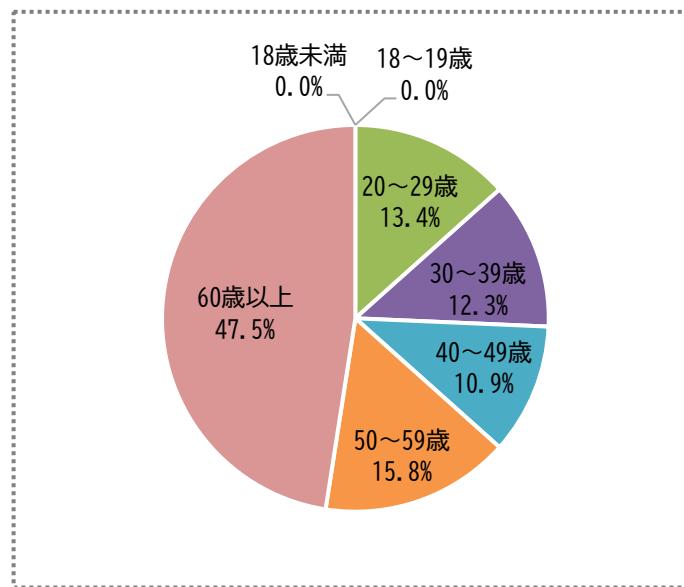
また、障害者が、社会の一員として、自らの選択により様々な社会活動に参加でき、自己実現を図ることができるよう、年齢、性別、障害の種類や程度にかかわらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充することも求められます。

こうした困難を抱える人々にとっては、個人の力だけで問題を解決することは難しいのが現状であり、行政による公助に加え、地域社会による共助により共に支えあう必要があります。

### 女性相談支援員が受け付けた相談の内容(令和5年度)

相談内容	割合
経済関係	82.4%
配偶者等との関係	4.6%
医療（健康）関係	4.0%
親族関係	2.1%
住宅関係	1.7%
施設入所	1.0%
帰来先なし	0.8%
ストーカー被害等	0.8%
職場近隣関係	0.6%
売春防止法第5条違反	0.4%
その他	1.7%
合計	100%

### 女性相談支援員が受け付けた相談者 年齢別内訳(令和5年度)



※女性相談支援員は、福祉部保護課に配置しており、生活保護面接相談員と母子・父子自立支援員を兼務

出典：台東区資料

## ●取組の方向性

### ① 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性が、それぞれの状況に応じて最適な支援を受けられるよう、関係機関や民間団体等の関係者により構成される支援調整会議を設置するとともに、多様な支援が包括的に提供される体制の整備を図ります。

### ② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

パネル展、ポスター、リーフレット、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用して、性暴力等の防止を呼び掛けるとともに、被害にあわないようにスマートフォンやSNS等の適切な使用方法の周知・啓発を図ります。

### ③ 高齢者への支援

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、講座などを通じて社会・地域活動への参加の促進や健康づくりを支援します。また、日常生活を送るうえでの必要な支援を行います。

### ④ 障害者への支援

障害者が、自らの選択により就業や学習、地域活動などに参画できるようになるための支援や環境の整備を行います。

## 取組の方向性① 困難な問題を抱える女性への支援

事業番号	51（再掲）
計画事業	女性相談における庁内連携
事業内容	55 ページ参照

事業番号	52（再掲）
計画事業	相談員の能力向上
事業内容	55 ページ参照

事業番号	75
計画事業	【新規】支援調整会議の設置
事業内容	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体、その他の関係者により構成される支援調整会議を設置します。
所管課	人権・多様性推進課、関係各課

事業番号	76
計画事業	【新規】女性相談支援員の増員
事業内容	困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う女性相談支援員を増員します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	111（再掲）
計画事業	企業やNPO等市民活動団体との連携
事業内容	85 ページ参照

### 取組の方向性② 若年層の性的搾取の防止に関する啓発

事業番号	3 (再掲)
計画事業	メディア・リテラシーの普及
事業内容	25 ページ参照

事業番号	65 (再掲)
計画事業	スマートフォンルールの周知及び犯罪被害等の防止に向けた取組
事業内容	60 ページ参照

事業番号	77
計画事業	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発
事業内容	JK ビジネスや AV 出演強要問題、レイプドラッグなど、若年層に対する性的搾取の防止について、パネル展、ポスター、リーフレット、S NS など、あらゆる広報媒体を活用した啓発を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	107 (再掲)
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	82 ページ参照

### 取組の方向性③ 高齢者への支援

事業番号	5 (再掲)
計画事業	男性の介護への参画に向けた取組
事業内容	26 ページ参照

事業番号	17 (再掲)
計画事業	シニア世代の地域活動支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	19 (再掲)
計画事業	いきがいづくりと社会参加への支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	70 (再掲)
計画事業	高齢者の健康づくりへの支援
事業内容	64 ページ参照

事業番号	78
計画事業	ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯への支援
事業内容	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が安心して暮らせるよう、地域見守りネットワーク、高齢者緊急通報システム等を通じて支援します。
所管課	高齢福祉課

事業番号	79
計画事業	高齢者の生活支援体制整備
事業内容	高齢者が日常生活を送るうえで必要な支援について、地域のニーズと地域資源のマッチングを行うコーディネーターの配置や協議会の設置により、支援体制の充実やその担い手となる高齢者の社会参加を促進します。
所管課	高齢福祉課

事業番号	80
計画事業	高齢者の総合的相談
事業内容	高齢者やその家族からのあらゆる相談に対して、各課で実施している相談事業とも連携をとりながら対応にあたり、問題の解決に努めます。
所管課	くらしの相談課、高齢福祉課、介護保険課、保健サービス課

事業番号	81
計画事業	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
事業内容	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、道路やトイレ等の環境整備を進めるとともに、バリアフリー化の推進を図ります。 また、高齢者・障害者疑似体験や講習会などにより、心のバリアフリーの普及・啓発を行います。
所管課	施設課、福祉課、障害福祉課、都市計画課、土木課、公園課

事業番号	82
計画事業	高齢者虐待防止に関する取組
事業内容	セミナーの実施や、関係機関向けに高齢者虐待防止マニュアルを配布するなど、高齢者虐待防止に関する啓発に努めます。 また、虐待防止連絡会や個別ケース会議を通じて、関係機関との連携体制を充実させるとともに、地域のネットワークを推進し、虐待防止に向けた対応を行っていきます。
所管課	高齢福祉課

事業番号	83
計画事業	【新規】成年後見制度における中核機関の整備
事業内容	地域の権利擁護機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を果たすことで、地域連携ネットワークの中核を担う機関を形成し、成年後見制度の利用者と後見人等のサポートを行います。
所管課	福祉課

## 取組の方向性④ 障害者への支援

事業番号	19（再掲）
計画事業	いきがいづくりと社会参加への支援
事業内容	32 ページ参照

事業番号	30（再掲）
計画事業	障害者の就労支援
事業内容	40 ページ参照

事業番号	39（再掲）
計画事業	障害児の保育・通学支援
事業内容	48 ページ参照

事業番号	41（再掲）
計画事業	子育て相談
事業内容	48 ページ参照

事業番号	49（再掲）
計画事業	介護サービスの充実と質の向上
事業内容	51 ページ参照

事業番号	81（再掲）
計画事業	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
事業内容	70 ページ参照

事業番号	83（再掲）
計画事業	【新規】成年後見制度における中核機関の整備
事業内容	70 ページ参照

事業番号	84
計画事業	障害者相談支援
事業内容	地域の中で自立した生活を送り続けられるよう、相談体制の充実を図ります。
所管課	障害福祉課、保健予防課

事業番号	85
計画事業	障害者虐待防止に関する取組
事業内容	障害者虐待防止センターを中心として、関係機関が緊密に連携しながら、障害者に対する虐待の防止、早期発見・早期対応の取組を推進するとともに、虐待防止に関する啓発を行います。
所管課	障害福祉課、保健予防課

## 施策（11）誰もが自分らしく生きられる社会の実現

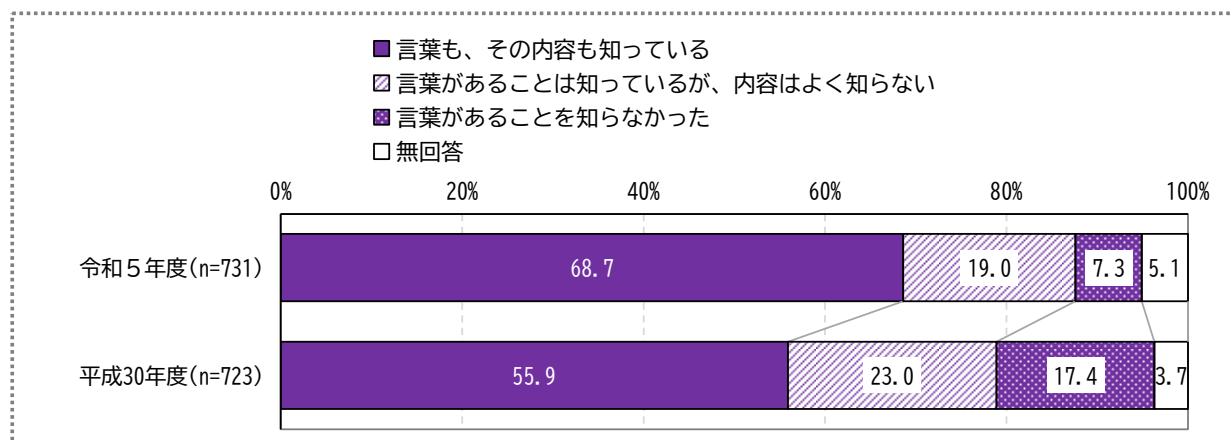
### ●現状と課題

男女平等に関する台東区民意識調査によると、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の言葉や内容を理解していると答えた人は全体で 68.7% と以前より増加しており、言葉の認知度は進んでいます。しかし、「セクシュアル・マイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか」の質問には「思う」「どちらかといえば思う」と答えた人は全体の 79.9% と、認知はされていても、対策が進んでいない状況が浮き彫りになっています。性的指向や性自認は人それぞれ多様であり、尊重されるべきであるということについての理解を促進するとともに、悩みや困難を抱える方への相談体制の整備が必要です。

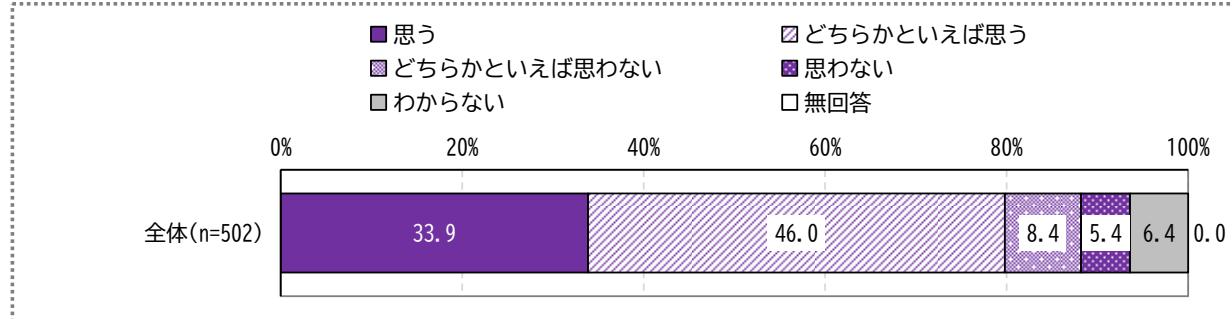
また、新型コロナウィルス感染症による入国規制が緩和されたことにより、新規入国し、日本で暮らす外国人も増加傾向にあります。国は多様な業種での人材確保が困難となる中、法改正を進め外国人材の受入れを推進しています。日本語の理解が十分ではない外国人が、日常生活で生じる様々な問題について相談でき、地域社会の構成員として日本人と同様に行政サービスを享受することができるよう、環境を整えていく必要があります。

更に、令和 5 年に実施した「台東区ヤングケアラーに関する実態調査」によると、中学生、高校生相当年齢の人のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合は 1.7%（42 人）となっています。家族の世話をしている人に限定すると、7.3%（24 人）となっており、台東区内にもヤングケアラーであると思われる子供がいることがうかがえ、この問題についても対応が求められています。

「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」の言葉や内容の認知度



「セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）」にとって生活しづらい社会だと思うか



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和 5 年 10 月

## ●取組の方向性

### ① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

研修、講座、パンフレットなど、あらゆる機会を捉えて、多様な性のあり方に関する理解の促進を図るとともに、性的指向・性自認に関する悩みを抱える方への相談を実施し、解決に向けたアドバイスを行います。

また、同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するための支援について検討します。

### ② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実

「やさしい日本語」の普及・啓発や、多言語による情報提供、日本語学習の支援、交流事業等を実施するとともに、日本語の理解が十分でない子供や保護者を支援するため、通訳者の派遣や講師による日本語の指導を行います。

また、言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重しあい、誰もが社会の構成員として活躍できる「多文化共生の地域社会」を実現するため「多文化共生推進プラン」に基づき取組を進めます。

### ③ ヤングケアラー問題への対応

発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

## 取組の方向性① 性の多様性に関する理解の促進と相談体制の整備

事業番号	86
計画事業	性の多様性に関する理解の促進
事業内容	イベント、講座、広報媒体など、様々な機会を捉えて、多様な性の在り方への理解を深めるための啓発活動を推進します。また、職員や教職員に対しても、研修などを通じて、理解の促進を図ります。
所管課	人事課、人権・多様性推進課、指導課

事業番号	87
計画事業	性的指向・性自認に関する相談事業の実施
事業内容	「こころと生きかたなんでも相談」や「教育相談」において、性的指向・性自認の悩みなどに関する相談事業を実施します。
所管課	人権・多様性推進課、教育支援館

事業番号	88
計画事業	性的指向・性自認を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組
事業内容	同性とパートナー関係であることにより直面する困難など、性的指向・性自認を理由とする社会的な困難を解消するため、民間支援団体と連携を図りながら、必要な支援について検討します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	89
計画事業	【新規】「性の多様性に関するガイドライン」策定
事業内容	職員向けに性の多様性に関するガイドラインを作成します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	90
計画事業	【新規】交流の場・機会の提供（試行）
事業内容	性的マイノリティの当事者や当事者を応援したい方などが気軽に語り合える場・機会を提供するイベントを実施します。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② 外国人向け情報提供及び相談事業の充実

事業番号	91
計画事業	在住外国人支援
事業内容	外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」の普及・啓発や、行政・生活に関する情報の多言語による提供のほか、外国人への日本語学習を支援します。 また、外国人と日本人との交流事業の実施や、日本での生活に関する相談窓口を運営します。
所管課	人権・多様性推進課、くらしの相談課

事業番号	92
計画事業	【新規】子供日本語教室の開催
事業内容	日本語の理解が十分ではない外国にルーツのある学齢期の子供を対象に、日本語学習の支援を行い、学校生活への適応やスムーズな学習につなげます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	93
計画事業	学校園における外国人への支援
事業内容	日本語の理解が十分でない園児・児童・生徒を対象に専門の講師を派遣し、日本語の指導を行います。また、保護者と学校園との間の意思疎通を図るため通訳者を派遣します。
所管課	教育支援館

### 取組の方向性③ ヤングケアラー問題への対応

事業番号	94
計画事業	【新規】ヤングケアラー支援
事業内容	ヤングケアラーに関する周知啓発のため、区職員等を対象とした研修を実施し、児童生徒向けに啓発リーフレット及び相談先周知カードの配布を行います。また、ヤングケアラーからの相談に対応するとともに、関係課、学校、福祉サービス提供事業者等と連携し、適切な支援に繋げます。
所管課	子ども家庭支援センター

## (1) 男女平等参画の総合的推進

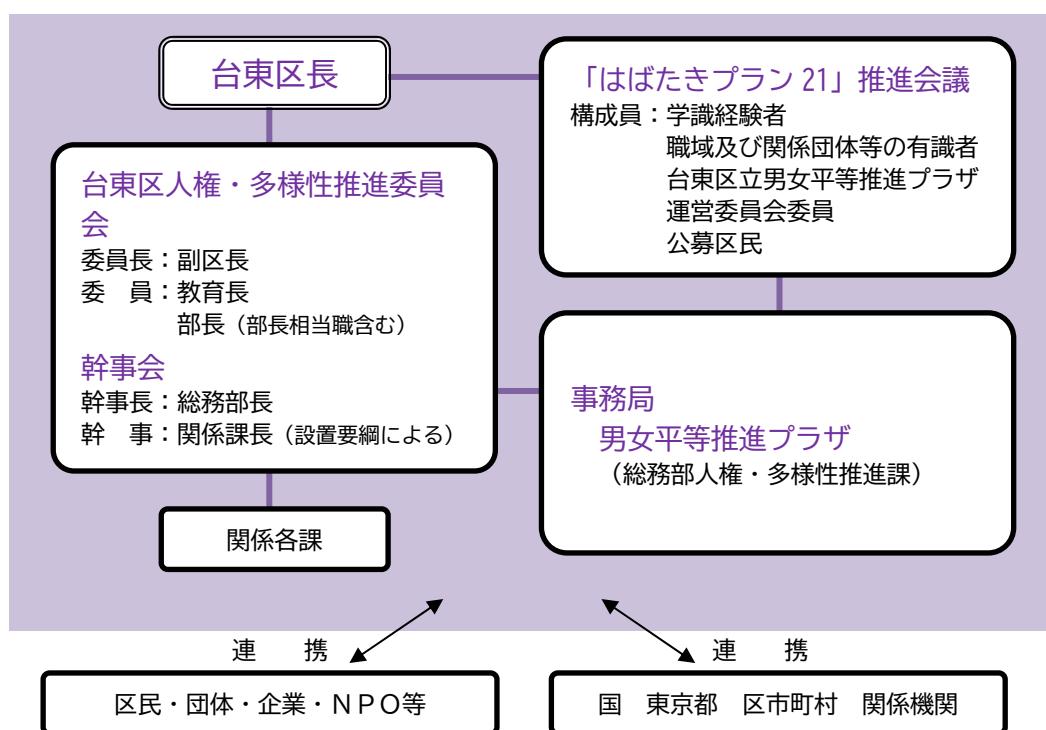
### ●現状と課題

あらゆる分野での男女平等参画を推進するためには、すべての施策と事業及び評価がジェンダーの視点に立って行われること（ジェンダー主流化）が重要です。男女平等参画社会を実現するための施策は、保健、福祉、教育、防災等、すべての分野にわたっており、その施策を総合的かつ効果的に展開していくためには、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、区は、計画の基本理念である「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるためにのジェンダー平等社会の実現」に向けて、先導的な役割を果たすことが求められています。区職員が、男女平等参画社会についての理解を深め、日常業務の中で生かしていけるよう、学習や研修の場を拡充していくことが重要です。

さらに、本計画を着実に推進させるためには、計画を適宜見直すことのできる進捗管理体制を確立し、社会経済状況や、区民のニーズの変化、新たに生じた課題等に、迅速かつ的確に対応する必要があります。

### 台東区男女平等参画推進体制



## ●取組の方向性

### ① 全庁的な推進体制

### ② 職員に対する教育・研修体制の充実

台東区人権・多様性推進委員会のもと、ジェンダーの視点に立った区政運営を推進するため、任用におけるジェンダー平等の推進、ハラスメントの防止やジェンダー平等に関する研修の実施、男女平等参画の視点に立った広報や情報発信を行うための表現ガイドラインの活用など、全庁的な取組を推進します。

### ③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

施策・事業を着実に進めるため、計画事業の進捗状況の把握や区民意識調査を実施するとともに、「はばたきプラン 21」推進会議を中心とした評価体制づくりを行います。

## 取組の方向性① 全庁的な推進体制

事業番号	31（再掲）
計画事業	区におけるワーク・ライフ・バランス及び女性職員の活躍の推進
事業内容	40ページ参照

事業番号	95
計画事業	全庁的な推進体制の充実
事業内容	台東区人権・多様性推進委員会のもと、全庁的に施策の推進に努め、行動計画を着実に進めます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	96
計画事業	女性の人権に配慮した表現ガイドラインの活用
事業内容	男女平等参画の視点に立った広報や情報発信を行うため、表現ガイドラインを活用します。また、研修などを通じて職員のメディア・リテラシーの向上に取り組みます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	97
計画事業	採用及び職域の拡大にあたってのジェンダー平等の推進
事業内容	職員の採用、昇任にあたっては、性別にとらわれない選考を行います。また、性別にかかわらず、ジョブ・ローテーションによる様々な職場経験を通じて、職員の資質能力の育成を進めます。
所管課	人事課

事業番号	98
計画事業	管理職選考の受験の奨励
事業内容	管理職選考の受験について、性別にとらわれず、受験資格を有する職員に対して、積極的に奨励します。
所管課	人事課

事業番号	99
計画事業	区における男性職員の育児参画に向けた取組
事業内容	女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇、育児休業の取得を促進して行きます。
所管課	人事課

## 取組の方向性② 職員に対する教育・研修体制の充実

事業番号	62 (再掲)
計画事業	ハラスメントに関する研修・講座
事業内容	59 ページ参照

事業番号	100
計画事業	職員に対するジェンダー平等に関する研修
事業内容	ジェンダーの視点を根付かせるために、採用時・昇任時など、各職層に応じて、継続的にジェンダー平等に関する研修を実施します。
所管課	人事課、人権・多様性推進課

## 取組の方向性③ 施策・事業を推進するための評価体制づくり

事業番号	101
計画事業	「はばたきプラン 21」推進会議の運営
事業内容	学識経験者、職域団体関係者、公募区民などで構成する「はばたきプラン 21」推進会議において、区における男女平等参画の推進について協議します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	102
計画事業	行動計画事業の推進
事業内容	行動計画事業を着実に推進していくため、進捗状況を定期的に把握し、関係課に対して働きかけを行っていきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	103
計画事業	男女平等に関する台東区民意識調査
事業内容	定期的・継続的に意識調査を行い、男女平等に関する意識と実態を把握します。
所管課	人権・多様性推進課

## (2) 男女平等推進プラザの機能強化

### ●現状と課題

平成13年9月に開設された男女平等推進プラザは、男女平等参画に関する情報の収集、整理、発信をはじめ、各種講座の実施や男女平等推進フォーラムの開催、情報誌の発行やコミュニティ・カフェの運営等、幅広い事業に取り組んできました。また、事業の企画立案や運営にあたっては、区民によって組織されたプラザ運営委員会を中心として、区民の意見や発想を生かしながら、区民と協力して取り組んできました。

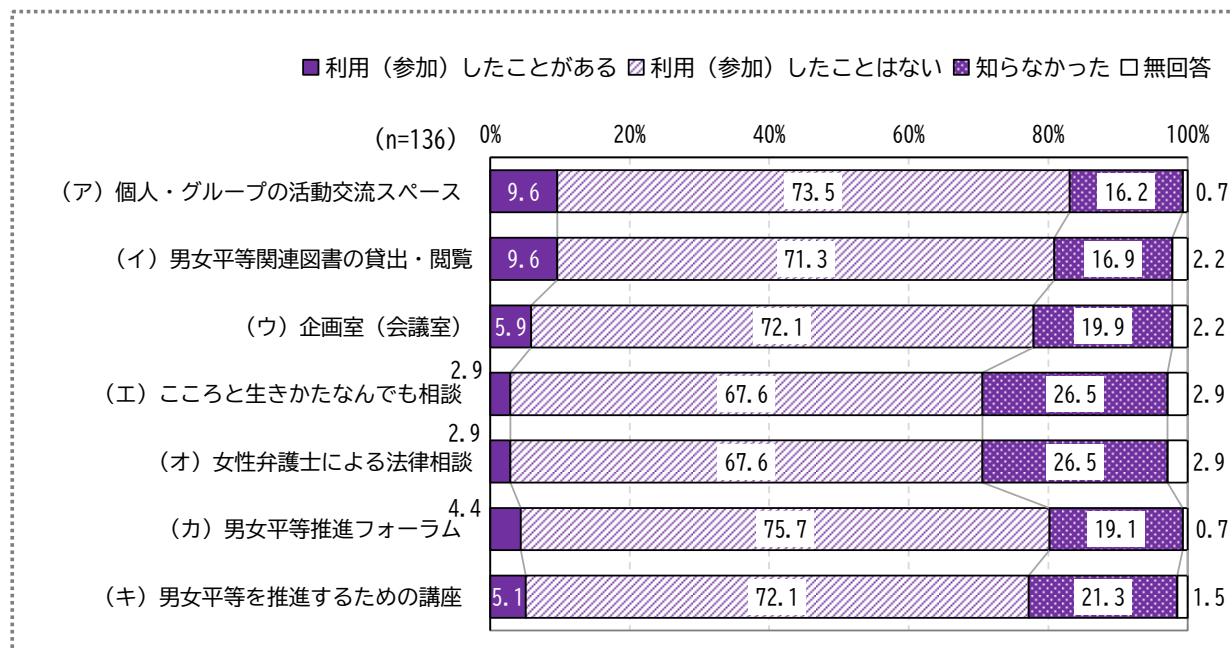
相談事業についても、カウンセラーによる生きづらさを抱える方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施してきました。

しかし、区民意識調査によれば、男女平等推進プラザを知っている人は、女性でも2割強となっており、利用者・参加者も限られているのが現状です。

男女平等推進プラザの存在を広く区民に周知するため、SNSの利用を含めてあらゆる媒体を活用した各種の広報活動に力を入れるとともに、全般的な連携や民間企業との連携も強化し、区民の様々なニーズや地域の特性に対応した事業を展開していく必要があります。

また、男女平等推進プラザで行っている相談事業や相談窓口の周知を図り、誰もが気軽に相談を受けられるようになるとともに、多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できるよう相談機能の充実を図る必要があります。

「男女平等推進プラザ」の施設、事業の認知度・利用経験



「男女平等に関する台東区民意識調査」令和5年10月

## ●取組の方向性

### ① 区民との協働による活力ある運営

男女平等推進フォーラムの開催、各種講座の実施、情報誌の発行など、様々な場面において、男女平等推進プラザの各種委員会や区民団体との協働による企画・運営を推進します。

### ② 相談事業の充実

カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。

### ③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

情報誌、パネル展、情報コーナーなど、あらゆる機会を捉えて男女平等参画に関する意識啓発を行うとともに、拠点施設である「男女平等推進プラザ」の認知度を向上させるための取組を実施します。

## 取組の方向性① 区民との協働による活力ある運営

事業番号	2 (再掲)
計画事業	男女平等推進フォーラム
事業内容	25 ページ参照

事業番号	104
計画事業	男女平等推進プラザの各種委員会への参画
事業内容	男女平等推進プラザの各種委員会に区民が主体的に参画することで、区民の意見や発想を生かした男女平等推進プラザの運営を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	105
計画事業	男女平等推進プラザ登録団体との連携
事業内容	男女平等参画に関わる団体と連携し、男女平等推進フォーラムにおける登録団体の活動発表や共催による講座等を実施します。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	106
計画事業	ジェンダー平等を推進する人材の育成
事業内容	区民が企画し、講師となる講座を実施するなど、地域で活躍できる人材の育成を行います。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性② 相談事業の充実

事業番号	107
計画事業	はばたき 21 相談室
事業内容	男女平等推進プラザにおいて、カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を実施し、問題解決に向けたアドバイスを行います。
所管課	人権・多様性推進課

## 取組の方向性③ 男女平等参画社会を実現するための今日的課題への取組と認知度の向上

事業番号	1 (再掲)
計画事業	男女平等参画に関する情報提供
事業内容	25 ページ参照

事業番号	108
計画事業	男女平等推進プラザ情報コーナーの充実
事業内容	ジェンダー平等に関する図書や行政資料等を収集し、閲覧・貸出を行います。また、男女共同参画週間などに合わせて、テーマ展示による図書の紹介を行います。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	109
計画事業	男女平等参画推進講座
事業内容	性別にかかわらず、個人として尊重され、多様な生き方が選択できるジェンダー平等社会の実現に向けて、今日的な課題をテーマとした講座を実施します。また、子育て世代の方が安心して講座に参加できるよう、託児サービスを実施します。
所管課	人権・多様性推進課

### (3) 国・東京都・企業・NPO 等との連携

#### ●現状と課題

男女平等参画社会を実現するためには、法律の整備・改正が必要なものや、広域的な対応が必要なものなど、区だけでは対応が困難な課題があります。また、男女平等参画に関する法制度・施策等の周知など、国や東京都と連携し、区内や事業者に働きかける方が効果的に進むものもあります。

区独自では解決できない課題については、国や東京都に要望するとともに、広域で行う必要のあるものについては国や東京都、他の自治体と積極的に連携することが重要です。

また、施策・事業を効果的に進めていくためには、企業や NPO 等市民活動団体と連携・協働して取り組むことも必要です。

#### ●取組の方向性

##### ① 国・東京都・企業・NPO 等への積極的な働きかけと連携

法律や制度の整備・充実など、区の権限を超える課題については、国や東京都に要請します。また、DV 被害者の支援といった広域対応が必要な取組については、国や東京都、他自治体と連携して進めていきます。

さらに、企業や NPO などの市民活動団体と連携・協働することで、事業の効果的な推進を図ります。

## 取組の方向性① 国・東京都・企業・NPO等への積極的な働きかけと連携

事業番号	105（再掲）
計画事業	男女平等推進プラザ登録団体との連携
事業内容	82ページ参照

事業番号	110
計画事業	国・東京都等への要望と連携
事業内容	区独自では解決できない諸課題の解決に向けては、国や東京都へ要望するとともに、広域で行う必要のある施策については国・東京都・他自治体と積極的に連携していきます。
所管課	人権・多様性推進課

事業番号	111
計画事業	企業やNPO等市民活動団体との連携
事業内容	事業を効果的に推進するため、企業やNPO等市民活動団体との連携を図ります。
所管課	人権・多様性推進課、区民課

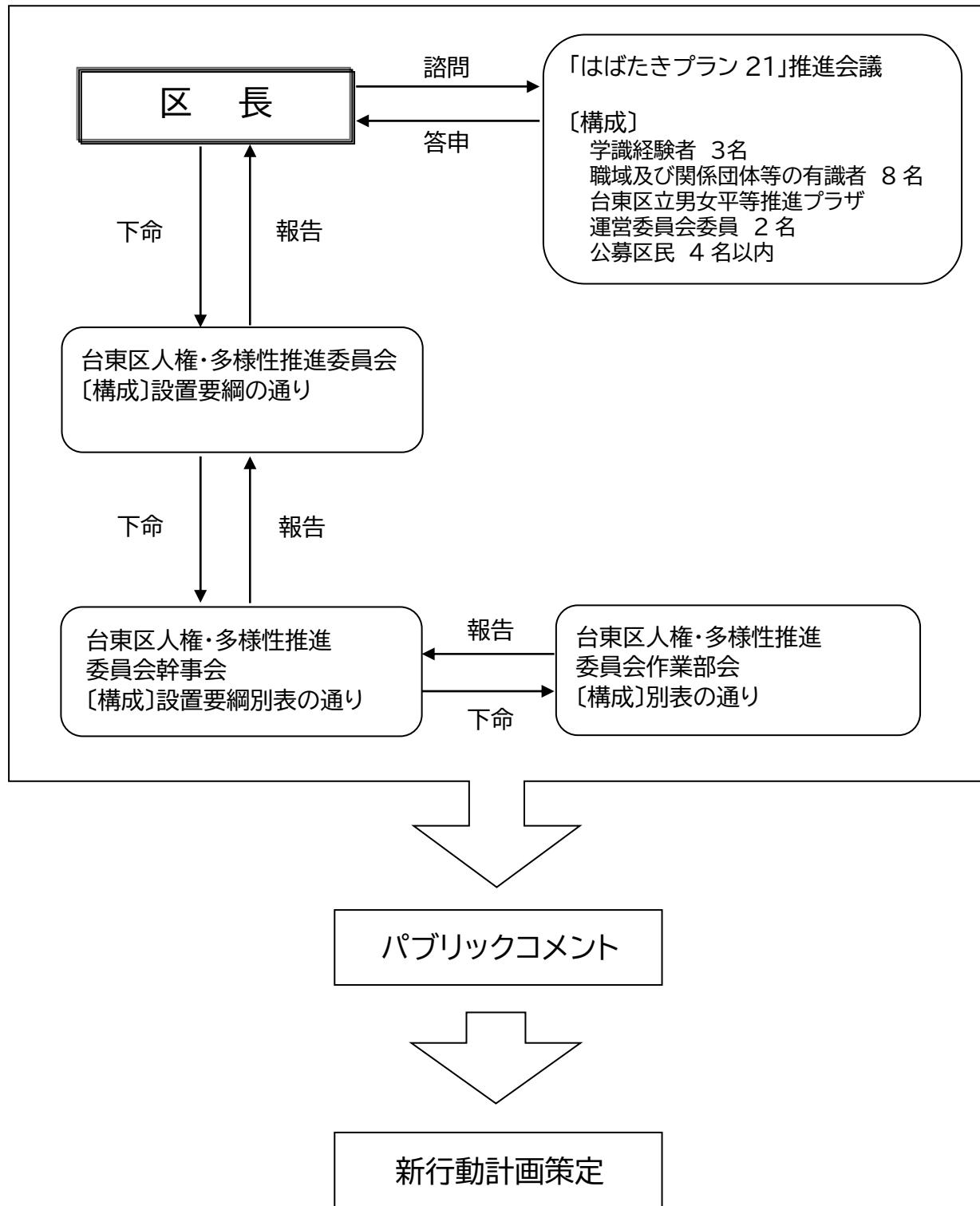


## 參 考 資 料

---

## 参考資料

### 行動計画策定までの流れ



## 用語解説

### あ行

#### ●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

#### ●NPO（特定非営利活動法人）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。

### か行

#### ●固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### さ行

#### ●JKビジネス

児童の性を売り物とする営業の一つ。主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものなどをいいます。

#### ●ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会的又は文化的に形成された「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。

#### ●ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。また「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」（平成17年3月外務省）においては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼす」という前提に立ち、全ての開発政策、

施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセス」と定義しています。

#### ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的に、平成27年に制定されました。同法では、国や地方公共団体、従業員が301名以上（令和元年6月公布の改正法施行後は101名以上）の民間事業主は女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報公表、行動計画の策定が義務付けられています。

#### ●ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情やそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手の意向を無視し、つきまとい等を繰り返す人のことをいいます。

平成12年にストーカー規制法（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」）が制定されました。同法では、つきまといや交際の強要など8つの行為を「つきまとい等」として示し、「ストーカー行為」については、同一の者に対してこれらを繰り返すことと定義しています。また、平成28年の改正では、SNSも規制対象となったほか、禁止命令等手続きの見直しや罰則強化、非親告罪化などが盛り込まれました。

#### ●性自認

自分自身の性別を、自分でどのように認識しているかということで「心の性」と言い換えられることもあります。

#### ●性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

#### ●セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。

単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

## ●セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### た行

#### ●多様性

「一人ひとりのちがい」のこと。「多様性」は、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐に渡ります。

#### ●デートDV

まだ結婚していない恋人同士の間で、関係が対等でなくなってしまい、どちらかがもう一方を支配しようとしたり、暴力をふるったりして、相手の心や体を傷つけることをいいます。

デートDVには、なぐったり、けったりの暴行で体を傷つける「身体的暴力」、嫌な言葉やおどし、無視などの行為で心を傷つける「精神的暴力」。束ばくして自由をうばう「社会的暴力」、いつもお金を払わせたり、借りたお金を返さなかったり、お金の負担を強いる「経済的暴力」、性的なことを無理強いして、心身を傷つける「性的暴力」などがあります。

#### ●ドメスティック・バイオレンス（DV）

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人等、親密な関係にある・またはあった相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力」を指します。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、高齢者や子供などに家庭内でふるう暴力を含めて使用される場合があります。

### は行

#### ●配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての

情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。

#### ●パワー・ハラスメント

職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与える行為のことをいいます。

#### ●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいいます。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

### ま行

#### ●マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのことをいいます。

#### ●メディア・リテラシー

メディアが伝える様々な情報を、主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力のことをいいます。また、メディアを適切に選択し発信する能力のことをいいます。

### わ行

#### ●ワーク・ライフ・バランス

##### （仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

## 東京都台東区男女平等推進基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 「はばたきプラン21」推進会議等（第14条・第15条）

第4章 雜則（第16条）

#### 付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等をうたっている。また、国際連合は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を昭和54年第34回国連総会において採択し、現在に至るまで、積極的に各国に対し取組を促してきた。こうした動きを受けて、国内においては、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、また、その後、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律など、関連する法制度の整備も進められている。台東区では、平成12年に男女平等推進行動計画はばたきプラン21を策定し、総合的かつ計画的に施策を進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会的慣行等多くの課題が残されている。

少子高齢化や情報化の急速な進展、人々のライフスタイルや価値観の多様化等社会情勢が変化する中、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、東京都台東区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的、継続的かつ効果的に推進し、すべての区民が、あらゆる分野においてジェンダーに捉われず、自立した個人としての人権が尊重される男女平等社会を実現することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、自らの尊厳を保ち、その個性と能力を発揮し、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 男女 年齢にかかわらず、すべての生物学的又は心理的性別（性自認及び性的指向を含む。）の者をいう。
- (3) 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快若しくは不安にさせる性的な言動により個人及び周囲の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等又は交際相手からの身体的な暴力、精神的な暴力若しくは性的な

暴力をいう。

- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善するために、必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) ジェンダー 生物学的な性差とは異なる社会的又は文化的に形成された性差をいう。
- (9) メディア・リテラシー メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力及びメディアを適切に選択して発信する能力をいう。

#### (基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本として、男女平等を推進するものとする。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることなく、その個性と能力を十分に發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (2) 男女が、性別にかかわりなく社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、性別による差別的な取扱いや暴力を根絶すること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と理解を認め合い、共に健康な生活を営むことができること。
- (6) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組が行われること。
- (7) 国際社会及び国内における男女平等の推進に係る取組を積極的に理解すること。

#### (区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、男女平等施策の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 区は、男女平等を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、及び協力するものとし、区民、事業者、地域団体等による活動の支援、相談、情報収集、情報提供その他の男女平等施策の推進を積極的に行うものとする。

#### (区民の責務)

第5条 区民は、男女平等について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野の活動において男女平等を推進するよう努めるものとする。

- 2 区民は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等について理解を深め、その事業活動において男女平等を推進し、男女が家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、区が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (禁止事項等)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、情報の流通に当たっては、前項に規定する性別に起因する人権侵害又は固定的な役割分担の意識を助長し、又は是認させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本的施策 (計画の策定)

第8条 区は、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

- 2 推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第14条第1項に規定する「はばたきプラン21」推進会議の意見を聞くものとする。
- 3 区は、推進計画に基づく男女平等に関する施策の実施状況を公表するものとする。

### (広報及び啓発並びに教育に対する支援)

第9条 区は、区民及び事業者が男女平等の推進に関し理解を深めるよう、広報及び啓発を行ふものとする。

- 2 区は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識の形成に向けた取組に対する必要な支援を行うとともに、メディア・リテラシーの育成に努めるものとする。
- 3 第1項に規定する広報及び啓発並びに前項に規定する支援を行うため、区は、必要な調査研究並びに情報の収集及び提供に努めるものとする。

### (家庭と社会活動の調和)

第10条 区は、区民が性別にかかわりなく、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等の推進)

第11条 区は、雇用の分野における男女平等を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

### (災害対応における配慮)

第12条 区は、災害等への対応(災害等の発生に備える対策を含む。)においては、男女の視点に配慮するものとする。

### (拠点施設)

第13条 区は、東京都台東区生涯学習センター条例(平成13年6月台東区条例第55号)第2条に規定する東京都台東区立男女平等推進プラザを男女平等に関する施策を推進するための拠点施設とする。

## 第3章 「はばたきプラン21」推進会議等 (推進会議)

第14条 区は、「はばたきプラン21」推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、その結果を東京都台東区長(以下「区長」という。)に報告するものとする。
  - (1) 区における男女平等の推進に関すること。
  - (2) 推進計画の進捗状況に関すること。
  - (3) その他男女平等を推進する施策に関し区長が必要と認める事項

### (苦情申立て)

第15条 区民及び事業者は、区に対し、区が関与する男女平等に関する施策に係る苦情を申し立てることができる。

- 2 区は、前項の規定による苦情の申立てがあった場合は、必要に応じ推進会議の意見を聞いて、処理するものとする。
- 3 区は、第1項に規定する苦情の処理に当たっては、当該苦情を申し立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとする。

#### 第4章 雜 則

(委 任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## 台東区人権・多様性推進委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 台東区における人権・男女共同参画・多文化共生に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区人権・多様性推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 人権行政施策の総合調整に関すること。
- (2) 台東区男女平等推進行動計画への取組に関すること。
- (3) 多文化共生推進プランへの取組に関すること。
- (4) その他人権・男女共同参画・多文化共生に関する行政の推進に関し、必要と認める事項

### (構 成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1)委員長 副区長
- (2)委員 教育長、企画財政部長、総務部長、危機管理室長、区民部長、文化産業観光部長、福祉部長、健康部長、台東保健所長、環境清掃部長、都市づくり部長、教育委員会事務局次長及び生涯学習推進担当部長

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故があるときは、その職務を総務部長が代理する。

### (会 議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 必要な事項を調査、検討するため、委員会に下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は別表のとおりとし、総務部長を幹事長とする。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

- 4 幹事会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。作業部会の運営その他必要な事項は、別に定める。
- 5 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部人権・多様性推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和5年8月1日から施行する。

別 表

幹事会構成表

	職名		職名
幹事長	総務部長	幹事	福祉課長
幹事	企画課長		健康課長
	財政課長		環境課長
	総務課長		都市計画課長
	人事課長		庶務課長
	危機・災害対策課長		生涯学習課長
	区民課長		人権・多様性推進課長
	文化振興課長		

## 「はばたきプラン21」推進会議委員名簿

任期：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

役職	氏名	備考
会長	手打 明敏	筑波大学名誉教授
副会長	池谷 美衣子	東海大学総合教育センター准教授
委員	針谷 玲子	白百合女子大学人間総合学部教授
委員	富永 貴公	男女平等推進プラザ運営委員会 委員 都留文科大学教養学部准教授
委員	榎本 令子	男女平等推進プラザ運営委員会 委員
委員	木寺 昌彦	東京都労働情報相談センター亀戸事務所 所長
委員	三枝 恵真	台東区法曹会 弁護士
委員	會場 貴子	台東区立小学校PTA連合会 大正小学校PTA会長
委員	松谷 弘子	台東区町会連合会 入谷地区町会連合会女性部長
委員	根岸 純一	台東区商店街連合会 広報誌編集委員長
委員	永田 晴久	台東区社会教育委員
委員	牧田 としみ	台東区民生委員・児童委員協議会 浅草橋地区会長
委員	宇田川 靖子	東京人権擁護委員協議会 台東地区委員会 副幹事長
委員	井上 剛	公募委員（区民）
委員	木村 久美子	公募委員（区民）
委員	高野 綾美	公募委員（区民）

(敬称略)

## 台東区人権・多様性推進委員会名簿

### 推進委員会

氏名	職名
野村 武治(委員長)	副区長
佐藤 徳久	教育長
関井 隆人	企画財政部長
梶 靖彦	総務部長
杉光 邦彦	危機管理室長
鈴木 慎也	区民部長
内田 円	文化産業観光部長
佐々木 洋人	福祉部長
水田 渉子	健康部長(台東保健所長)
小川 信彦	環境清掃部長
寺田 茂	都市づくり部長
前田 幹生	教育委員会事務局次長
三瓶 共洋	生涯学習推進担当部長

### 幹事会

氏名	職名
梶 靖彦(幹事長)	総務部長
吉本 由紀	企画財政部参事(企画課長事務取扱)
高橋 由佳	財政課長
福田 健一	総務課長
浦里 健太郎	人事課長
櫻井 洋二	危機・災害対策課長
齊藤 明美	区民課長
川口 卓志	文化振興課長
古屋 和世	福祉課長
大網 紀恵	健康課長
勝海 朋子	環境課長
反町 英典	都市計画課長
山田 安宏	(教)庶務課長
吉江 司	生涯学習課長
河野 友和	人権・多様性推進課長

### 作業部会

氏名	職名	氏名	職名
上條 公照	企画課企画担当係長	菊嶋 良	高齢福祉課
沖本 将平	財政課財政担当係長	桂田 亜由武	介護予防・地域支援担当係長
松浦 研次	総務課総務係長	中前 譲奈	介護保険課介護保険担当係長
加藤 卓也	人事課人事担当係長	上野 広美	障害福祉課障害福祉担当係長
栗山 大	危機・災害対策課 危機・災害対策担当係長	石井 彰	保護課相談係長
倉片 康一	区民課区民係長	佐々木 隆志	保健予防課保健予防担当係長
吉次 貴昭	子育て・若者支援課 子育て・若者支援担当係長	池田 泉	保健サービス課
市川 泰徳	子ども家庭支援センター 担当係長	行木 渉	環境課環境担当係長
染谷 敬之	文化振興課文化振興担当係長	佐藤 浩一	都市計画課都市計画担当係長
白鳥 良	産業振興課産業振興担当係長	中里 悠	(教)庶務課庶務係長
池田 尚人	福祉課庶務係長	柳原 知子	児童保育課保育運営係長
伊藤 正子	高齢福祉課高齢福祉担当係長	松村 英治	指導課指導主事
		近藤 敏行	生涯学習課生涯学習担当係長

### 事務局(人権・多様性推進課)

氏名	職名	氏名	職名
河野 友和	人権・多様性推進課長	茂戸藤 碧	男女平等推進プラザ主事
鈴木 美咲	男女平等推進プラザ長	小野寺 竜海	男女平等推進プラザ主事

## パブリックコメント実施結果

「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21（中間のまとめ）」について、パブリックコメントを実施し、区公式ホームページや各区民事務所などで中間のまとめの閲覧、意見の受付を行い、広く区民等からご意見を募りました。

意見募集期間	令和6年12月17日～令和7年1月7日
意見受付場所	区公式ホームページ、各区民事務所・分室・地区センター、生涯学習センター、人権・多様性推進課、男女平等推進プラザ
意見受付件数	4人 14件

<意見受付件数の内訳>

種 別		件 数
第1章 計画の基本的考え方		0件
第2章	基本目標1	あらゆる分野への男女平等参画の推進
	基本目標2	職業生活における女性の活躍推進
	基本目標3	誰もが安心して暮らせる環境の整備
	計画推進の基盤	ジェンダーの視点による区政運営の推進
全体、その他		1件
合 計		14件

## 男女平等参画のあゆみ 年表

(国際婦人年以降)

年	国連	国	東京都	台東区
1975年 (昭和 50 年)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催		
1976年 (昭和 51 年)			・都民生活局婦人計画課設置	
1977年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置		
1978年 (昭和 53 年)			・婦人問題解決のための東京都行動計画(S54~60年度)策定	・婦人センター建設の請願趣旨採択
1979年 (昭和 54 年)	・国連第 34 回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭和 56 年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982年 (昭和 57 年)				
1983年 (昭和 58 年)			・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン」(S58~H2 年度)策定	・婦人センター早期建設の陳情受理
1984年 (昭和 59 年)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正		
1985年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和 61 年)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催		・「婦人問題調査報告書」作成
1987年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		・婦人問題担当主査を設置

年	国連	国	東京都	台東区
1988年 (昭和 63 年)		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議		・「婦人問題に関する台東区民意識調査」実施
1989年 (平成元年)				・啓発誌の発行(以後毎年一回)
1990年 (平成 2 年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成 3 年)		・「育児休業法」の公布	・女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」(H3～12年度)策定	・「台東区女性関係行政推進検討委員会」設置
1992年 (平成 4 年)				・「台東区女性総合プラン策定会議」設置 ・「女性問題に関する台東区民意識調査」実施
1993年 (平成 5 年)	・世界人権会議(ウェイーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)の公布		・台東区女性総合プラン策定会議「台東の女性たちのはばたき—男女の自立と平等をめざして—」提言
1994年 (平成 6 年)	・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択	・男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		・「台東区女性行動計画 はばたきプラン21」(H6～11年度)策定 ・「女性施策推進係」設置 ・『はばたきプラン21』推進会議設置 ・女性団体および個人の登録制度の開始 ・たいとうフォーラム事業の開始
1995年 (平成 7 年)	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	・東京ウイメンズプラザ開設	・相談事業の開始
1996年 (平成 8 年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		・女性ニュース事業の開始 ・たいとうフォーラムを実行委員会形式に変更
1997年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布		・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施

年	国連	国	東京都	台東区
1998年 (平成10年)			・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」(H10~19年度)策定	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行		・「はばたきプラン21」推進会議「台東の女性たちのはばたき—男女の自立と平等を基礎とした多様性と連帶の社会の実現—」提言
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設定 (目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「東京都男女平等参画基本条例」成立・施行	・「台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」(H12~21年度)策定 ・「台東区人権・男女共同参画推進委員会」設置
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		・「男女平等推進プラザ(はばたき21)」開設(教育委員会所管)
2002年 (平成14年)		・アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)「女性の地位向上」が日本が重点的に貢献すべき事項となる ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」(H14~18年度)策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務開始	
2003年 (平成15年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		

年	国連	国	東京都	台東区
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005年 (平成17年)	・国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「男女平等推進プラザ(はばたき21)」(総務部所管へ改組)
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(H18~20年度)	
2007年 (平成19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」(H19~23年度)改定	・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施
2008年 (平成20年)				
2009年 (平成21年)		・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定(H21~23年度)	・「はばたきプラン21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUNIFE(現UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成	・APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」(H22~26年度)策定
2011年 (平成23年)	・UN Women正式発足			

年	国連	国	東京都	台東区
2012年 (平成 24 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2012」(H 24～28 年度)改定 ・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 (H 24～28 年度)	
2013年 (平成 25 年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。		・「男女平等に関する台東区民意意識調査」実施
2014年 (平成 26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014) 開催(以降、毎年開催)		・「はばたきプラン 21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」 ・「東京都台東区男女平等推進基本条例」制定(施行は翌年 1 月)
2015年 (平成 27 年)	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」(H 27～R 元年度)策定 ・配偶者暴力相談支援センター業務開始
2016年 (平成 28 年)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	・「東京都女性活躍推進白書」策定	

年	国連	国	東京都	台東区
2017年 (平成 29 年)		・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・「東京都男女平等推進総合計画（東京都女性活躍推進計画、東京都配偶者暴力対策基本計画）」策定（H29～R3 年度）	
2018年 (平成 30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例」成立・施行	・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施
2019年 (平成 31 年/ 令和元年)	・W20 日本開催（第 5 回 WAW! と同時開催）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	・「はばたきプラン 21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」 ・区議会が「選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める意見書」を内閣総理大臣に提出
2020年 (令和 2 年)		・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定		・「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」（R2～6 年度）策定
2021年 (令和 3 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等改正 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定（以降、毎年策定）		
2022年 (令和 4 年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	・「東京都男女平等推進総合計画（東京都女性活躍推進計画、東京都配偶者暴力対策基本計画）」策定（R4～R8） ・「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設	

年	国連	国	東京都	台東区
2023年 (令和5年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定(R5～R9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女平等に関する台東区民意識調査」実施</li> </ul>
2024年 (令和6年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」策定(R6～R10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はばたきプラン21」推進会議答申「台東区男女平等推進行動計画の改定にあたっての基本的な考え方について」</li> <li>・区議会が「女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を内閣総理大臣に提出</li> </ul>
2025年 (令和7年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」(R7～11年度)策定</li> </ul>

## 台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21

発行年月 令和7年3月（令和6年度登録第77号）

発行 台東区

編集 台東区 総務部 人権・多様性推進課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

電話 03(5246)5816



